50th Anniversary of KITAKYUSHU in 2013

結び合う ちから 未来へ 響きあう

北九州市

排水設備技術基準

平成27年度改訂版

北九州市上下水道局

排水設備技術基準

目　次

第1章　総則

1　目的 …… 1
2　排水設備 …… 1
3　排水設備の範囲 …… 1
4　排水設備の設置 …… 2
5　下水の排除方式 …… 4
6　下水の種類 …… 5

第2章　排水設備の設計

1　排水設備の設計 …… 6
2　事前調査 …… 6
3　使用材料 …… 7
4　設計図 …… 7

第3章　屋内排水設備

1　基本的事項 …… 9
2　排水系統 …… 9
3　排水管 …… 10
4　排水横管の勾配 …… 10
5　屋内配管の管種 …… 10
6　トラップ …… 11
7　ストレーナー …… 13
8　掃除口 …… 13
9　水洗便所 …… 14
10　阻集器 …… 14
11　排水槽 …… 17
12　間接排水 …… 20
13　通気 …… 22
14　雨水排水 …… 26
15　ディスポーザ排水処理システム …… 26
16　床下集合排水システム …… 27
17　工場、事業所 …… 27

第4章　屋外排水設備

1　基本的事項 …… 28
2　設計 …… 28

第5章　除害施設

1　下水道に対する事業場排水の影響 …… 34
2　水質規制 …… 34
3　特定施設に関する規制 …… 35
4　その他の排水に対する規制 …… 36
5　除害施設 …… 36
6　維持管理 …… 36
7　加算料金制度 …… 37
8　特定施設及び除害施設に関する問い合わせ等 …… 37

第6章　排水設備の施工

1　基本的事項 …… 54
2　屋内排水設備の施工 …… 54
3　衛生器具の据付け …… 55
4　便槽処理 …… 56
5　浄化槽廃止 …… 56
6　屋外排水設備の施工 …… 57
7　コンクリート製公共ますとの接続 …… 58
8　公共汚水ます設置 …… 59
9　排水設備工事完了届及び工事検査願いの提出 …… 59
10　現地完了検査要領 …… 59

排　水　設　備　技　術　基　準

第　１　章　　総　則

１　目　的

この基準は、下水道法（昭和３３年法律第７９号）、下水道法施行令（昭和３４年政令第１４７号）、北九州市下水道条例（昭和３９年北九州市条例第３９号）及び北九州市下水道条例施行規程（平成２４年北九州市水道局管理規程第３７号）に規定する排水設備の設置及び構造に係る基準の詳細を定め、北九州市における排水設備の設置及び構造の技術的統一を図ることを目的とする。

なお、この基準に定めのない事項については、「下水道排水設備指針と解説」（日本下水道協会2004年版）の基準に準ずる。

２　排水設備

排水設備は、個人や事業所等が所有する土地や建物等から発生する下水を公共下水道に流入させるために必要な施設であり、その設置や維持管理については、個人又は事業所等が行うことになる。しかし、その構造や機能が適正を欠くと、公共下水道の目的としている都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、公共水域の水質の保全に資することはできない。このため、下水道法や建築基準法等の法令や条例等で、その設置について規定している。

また、排水設備は、私有地内に設置されるものであり、公共下水道と比較して小規模であるが、その目的や使命は、公共下水道と何ら変わるものでないため、排水設備の設計にあたっては、関係法令に定められた技術上の基準に従って適正な設計を心がけなければならない。

３　排水設備の範囲

（１）排水設備

排水設備は、下水道法第１０条において、「その土地の下水を公共下水道に流入させるために必要な排水管、排水きょ、その他の排水施設」と規定されており、公共下水道の排水区域内の土地の所有者、使用者又は占有者が設置しなければならないものである。（これらの所有者、使用者又は占有者を一般に設置義務者という。）なお、水道法では、水道の末端設備すなわち給水装置については「配水管から分岐して設けられた給水管及び給水用具」（水道法第３条第９項）と規定しており、給水用具は、給水栓（じゃ口）及び水洗便所のタンク内のボールタップを含むとしている。

このことから、汚水を排除する排水設備の範囲については、水道の給水用具を受ける設備、すなわち給水栓を受ける衛生器具及び水洗便所のタンクに接続している洗浄

管からとし、衛生器具、トラップ、阻集器、排水槽及び除外施設を含む。

ただし、水洗便所のタンクは、機能上便器と一体となっているため、排水設備として扱う必要があり、また、洗濯機及び冷蔵庫等は排水管に直接接続されていないので、これから出る汚水を受ける排水管から排水設備とする。雨水を排除する排水設備は、雨水を受ける設備すなわち屋内の場合はルーフドレン、雨どいから、屋外の場合は排水管、排水溝又は雨水ますからとする。

（２）排水設備の種類

排水設備の種類は、次のとおりとする。

①　宅地内排水設備

ア　屋内排水設備

汚水については、屋内に設けられる衛生器具等から汚水ます又は屋外の排水管に至るまでの排水設備とし、雨水については、ルーフドレン・雨どいから雨水ます又は屋外の排水管に至るまでの排水設備とする。

イ　屋外排水設備

屋外における汚水ます及び雨水ます又は屋外に設ける排水管から公共下水道施設に至るまでの排水設備とする。

②　私道排水設備

屋外排水設備から公共下水道施設に至るまでの私道（道路法等に規定する道路以外の道路）に設置義務者が共同して設ける排水設備とする。

４　排水設備の設置

（１）排水設備の設置義務者

公共下水道の供用が開始された場合は、下水道法第１０条第１項により、排水設備の設置義務者は、遅滞なく排水設備を設置しなければならない。排水設備の設置義務者は、次のとおり定められている。

①　建築物の敷地である土地にあっては、その建築物の所有者。

②　建築物の敷地でない土地（③を除く。）にあっては、その土地の所有者。

③　道路（道路法による「道路」をいう。）その他の公共施設（建築物を除く。）の敷地である土地にあっては、その公共施設を管理すべき者。

なお、くみ取り便所が設けられている建築物の所有者は、下水道法第１１条の３第１項によって、処理開始の公示の日から３年以内にその便所を水洗便所に改造しなければならない。

（２）排水設備工事の実施者

排水設備の新設・増設・改築等（以下「新設等」という。）の工事及び処理区域内における水洗便所の改造工事は、公共下水道管理者（以下「管理者」という。）が排水設備等の工事に関し技能を有するものとして指定した工事施行業者（以下「指定工事店」という。）でなければ行うことができない。ただし、管理者が特に認めた工事については、この限りではない。

（３）排水設備の計画確認

管理者は、排水設備の新設等について、それを行おうとする者（設置義務者）から排水設備新設等計画確認申請書を提出させ、工事の着手前に、その計画が法令等の規定に適合していることを確認し、「確認通知」を行う。また、計画の変更の場合も同様とする。

なお、条例等の規定に基づいて行われる排水設備の計画の確認は、その計画が法令上の技術上の基準に適合しているか否かについて行い、私法上の土地利用または権利などは、申請者の責任において処理しなければならない。

（４）排水設備の完了検査

排水設備の工事を行った者は、その工事を完了した日から５日以内に工事完了届を管理者に提出し、検査を受けなければならない。

管理者は、確認申請書の内容にもとづき工事が適正に行われたかの検査を行い、適合すると認められたときは、「検査済証」を交付しなければならない。

（５）排水設備工事の申請フロー

① 排水設備設置者（申請者）が、指定工事店へ排水設備工事を依頼。

↓

② 依頼を受けた指定工事店が、申請書等必要書類を管理者へ提出。

↓

③ 管理者は、排水設備の計画確認後、指定工事店へ計画確認通知を送付。（助成金・貸付金対象工事の場合、申請者と指定工事店へ交付決定通知書を送付。）

↓

④ 指定工事店は、計画確認通知を受理した後、工事に着手。

↓

⑤ 指定工事店は、工事完了後５日以内に工事完了届・検査願を管理者へ提出。

↓

⑥ 管理者は、完了検査を実施し、検査済証を交付。（助成金・貸付金対象工事の場合、申請者と指定工事店へ確定通知書を送付。）

↓

⑦ 管理者は、指定工事店へ助成金・貸付金を交付。（助成金・貸付金対象工事の場合）

↓

⑧ 申請者は、指定工事店へ工事代金を支払。（助成金・貸付金を差し引いた額）

↓

⑨ 申請者は、管理者へ貸付金を償還。（貸付金対象工事の場合）

5　下水の排除方式

下水の排除方式は、次によること。

（１）分流式の区域

汚水と雨水を完全に分離し、汚水は公共下水道の汚水管きょへ、雨水は雨水管きょ又は水路、側溝等の雨水排水施設へ排除する。

（２）合流式の区域

①　汚水及び雨水は同一の排水管により合流式公共下水道に排除する。ただし、屋内排水設備の排水系統は、合流式の区域においても汚水と雨水は分離し、建物外に排除する。なお、屋外排水設備の排水系統においても、最終ますまでは汚水と雨水を別々に配管することが望ましい。

②　合流式下水道改善計画区域（分流化区域）においては、原則として最終ますまでは汚水と雨水を別々に配管する。

③　雨水流出先がある場合（雨水ます設置済等）は、汚水と雨水を別々に排除する。

（３）合流改善済みの区域（分流化区域）

「（１）分流式の区域」と同様の排除方式とする。

※　雨水排水については、雨水浸透管、浸透ます等の雨水浸透施設を設置し、地下に浸透させることができる。ただし、設置にあたっては、「第４章　屋外排水設備　２　設計（３）雨水浸透施設」の事項を参照のこと。

6　下水の種類

下水の種類

<table>
<tr><th colspan="2">下水道法上の種類</th><th>発生形態による分類</th><th>下水の分類</th></tr>
<tr><td rowspan="5">下　水</td><td rowspan="4">汚　水</td><td rowspan="4">生活若しくは事業に起因</td><td>し尿を含んだ排水</td></tr>
<tr><td>雑 排 水</td></tr>
<tr><td>工場・事業場排水</td></tr>
<tr><td rowspan="2">湧 水</td></tr>
<tr><td>雨　水</td><td>自然現象に起因</td></tr>
<tr><td></td><td>降雨・雪どけ水</td></tr>
</table>

（１）汚水

①　水洗便所からの排水

②　台所、風呂場、洗面所、洗濯場からの排水

③　屋外洗場などからの排水（周囲からの雨水の混入がないもの。）

④　冷却水

⑤　プール排水

⑥　地下構造物からの湧水

⑦　工場、事業場の生産活動により生じた排水

⑧　ドレン排水

⑨　その他雨水以外の排水

上記汚水のうち、雨水と同程度以上に清浄なものについては、管理者等との協議により、雨水と同様の取り扱いをする場合がある。（雨水が混入する屋外の池等のオーバーフロー水など）

（２）雨水

①　雨水

②　地下水（地表に流れ出てくる湧水）

③　雪どけ水

④　その他の自然水

第　２　章　　排水設備の設計

１　排水設備の設計

排水設備の設計にあたっては、下水道法をはじめとする建築基準法等の関係法令、条例等で適正な排水設備の設置について規定しており、これらに基づいて設計することが求められている。

また、現場の状況、下水の水質や水量等の調査検討を入念に行い、適切な構造、機能を有し、施工や維持管理が容易で、最も経済的な設備を設計するように努めなければならない。

設計は、屋内排水設備、屋外排水設備、私道排水設備で異なる点もあるが、通常は次の手順で行う。

（１）事前調査
（２）測量
（３）配管経路の設定
（４）流量計算
（５）排水管、ます等の決定
（６）施工方法の選定
（７）設計図の作成
（８）数量計算
（９）工事費の算定

２　事前調査

（１）一般的調査

①　下水道認可区域か認可区域外かの調査
②　下水道処理区域か処理区域外かの調査
③　合流区域か分流区域か合流改善区域かの調査
④　排水先の道路が公道、私道、里道等かの調査
⑤　下水道本管の埋設深度、管種、管径及び公共ますの有無及び位置、深度、構造等の調査
⑥　他人の土地（私道、宅地）等を使用する場合、又は他人の排水設備を使用する場合は、その使用について承諾等の確認
⑦　借家人及び借地人が排水設備を設置する場合の家屋所有者及び土地所有者の承諾の確認
⑧　その他の状況により必要な調査

（２）現地調査

①　公共ます及び取付管の状況
　　汚水桝、雨水桝の位置、深さ、宅内取り出し管の確認
②　既設排水設備（雑排水管等）及び便槽、し尿浄化槽の状況確認
③　宅内既設埋設管（ガス、水道管等）の敷設状況の確認

④　その他の状況により必要な調査

３　使用材料

排水設備に使用する材料は、原則として下記の規格品、管理者が定める仕様に基づいた製品及び管理者が特に認めた製品を使用するものとし、規格にないものは、形状、品質、寸法、強度等が十分目的に合うことを調査、確認のうえ使用すること。

なお、一度使用した材料は材質や強度・耐久性について的確な判断が困難であるので原則として再使用しないこと。

（１）規格品

・ＪＩＳ（日本工業規格）　　・ＪＷＷＡ　（日本水道協会規格）
・ＪＡＳ（日本農林規格）　　・ＪＳＷＡＳ　（日本下水道協会規格）
・ＳＨＡＳＥ（空気調和・衛生工学会規格）
・ＡＳ（硬質塩化ビニル管・継手協会規格）

（２）管理者が定める仕様に基づいた製品

・北九州市排水設備用汚水雨水ます　　・北九州市型汚水ます
・北九州市プラスチック製角ます　　・北九州市型雨水ます
・北九州市型組立式円形マンホール

※管理区分を明確にするため、公共下水道用の蓋を排水設備に使用しないこと。

（３）管理者の承認製品（床下集合排水システム）

・集中一括排水システム　（アロン化成（株））
・排水ヘッダーシステム　（積水化学工業（株））
・排水ヘッダー　（タキロン（株））
・排水ヘッダーシステム　（TOTO（株））
・ビニヘッダー　（前澤化成工業（株））

４　設計図

設計図は、位置図、平面図、縦断面図、配管立面図、その他施工に必要な図面を作成すること。

なお、設計図に記入する記号等は、本書参考資料及び「下水道排水設備指針と解説」（日本下水道協会）の例を参照すること。

（１）位置図

申請箇所、公道、私道の別、目印となる付近の建物、町名、番地等を記入し、図面上部を北とし申請地を赤色線で囲むこと。

（２）平面図

方位、建物の位置、公道、私道、隣地境界線、便所位置、敷地内排水管及び通気管系統、各種ます、各種衛生器具、その他排水装具類、管径、材質、配管延長、管路勾配等、下水道本管、取付管、公共ますを線、記号、文字をもって判別しやすいように記入すること。

平面図の縮尺は、１／１００～１／３００を標準とする。

（３）縦断面図

平面図のみでは表現が困難である場合、縦断面図を添付すること。

排水管、汚水ます、雨水ます等の屋外排水系統と公共ますを縦断的に図示し、管径、材質、配管延長、汚水ます・雨水ますの区別及び内寸・深さ等を判別できるように記入すること。

縮尺については、横は平面図に準じ、縦は１／５０～１／３００を標準とする。

（４）配管立面図

平面図や縦断面図では表現が困難である場合は、建物排水管、通気管、給水装置等の配管を空気調和・衛生工学会図示方式及び上下水道局給水装置工事図示方式等に準じて図示すること。また、縮尺は任意とする。

（５）グリース阻集器、オイル阻集器、排水槽、低地ポンプ等がある場合は、その機能がわかる構造図を添付すること。

第 3 章　　屋内排水設備

屋内の衛生器具等から排出される汚水や屋上等の雨水などを円滑に、かつ速やかに屋外排水設備に導くために屋内排水設備を設ける。

1　基本的事項

屋内排水設備の設置にあたっては、次の事項を考慮すること。

（1）屋内排水設備の排水系統は、排水の種類、衛生器具等の種類及びその設置位置に合わせて適正に定める。

（2）建物の規模、用途、構造を配慮し常にその機能を発揮できるよう、支持、固定、防護等により安定、安全な状態にする。

（3）大きな流水音、異常な振動、排水の逆流などが生じないものとする。

（4）衛生器具は、数量、位置、構造、材質などが適正であり、排水系統に正しく接続されたものとする。

（5）排水系統と通気系統が適切に組み合わされたものとする。

（6）排水系統及び通気系統は、十分な耐久性を有し、保守管理が容易にできるものとする。

（7）建築工事、建築設備工事との調整を十分に行う。

（8）建物排水管は、し尿排水管と雑排水管とを別系統とすることが望ましい。

2　排水系統

排水系統は、屋内の衛生器具の種類及びその設置位置を合わせて汚水、雨水を明確に分離し、建物外に確実に、円滑かつ速やかに排除されるように定める。

（1）排水性状等による分類

①　汚水排水系統

大便器、小便器及びこれと類似の器具（汚物流し・ビデ等）の汚水を排水するための系統をいう。

②　雑排水系統

①の汚水を含まず、洗面器、流し類、浴槽その他の器具からの排水を導く系統をいう。

③　雨水排水系統

屋根及びベランダなどの雨水を導く系統をいう。

④　特殊排水系統

工場、事業所等から排出される有害、有毒、危険、その他望ましくない性質を有する排水を他の排水系統と区別するために設ける排水系統をいう。

（２）排水方式による分類

①　重力式排水方式（自然排水方式）

排水系統のうち、地上階など建物排水横主管が公共下水道より高所にあり、建物内の排水が自然流下によって排水されるもの。

②　機械式排水方式（強制排水方式）

地下階その他の関係などで、排除先である公共下水道より低い位置に衛生器具または排水設備が設置されているため、自然流下による排水が困難な系統をいい、排水を一旦排水槽に貯留し、ポンプでくみ上げる方式。

３　排水管

排水管の管径については、次によること。

（１）器具排水管の管径は器具トラップの口径以上で、かつ３０㎜以上とする。

（２）排水管は、立て管、横管いずれの場合も、排水の流下方向の管径を縮小しない。

（３）排水横枝管の管径は、これに接続する衛生器具のトラップの最大口径以上とする。

（４）排水立て管の管径は、これに接続する排水横枝管の最大管径以上とし、どの階においても建物の最下部における最も大きな排水負荷を負担する部分の管径と同一管径とする。

（５）地中又は地階の床下に設ける排水管の管径は、５０㎜以上が望ましい。

（６）排水管の管径決定方法は、定常流量法若しくは器具排水負荷単位による方法により決定する。なお、これらの方法によって管径を求めた場合でも、前記の基本原則を満足していなければならない。

４　排水横管の勾配

排水横管の勾配は、［表３－１］を標準とする。

［表３－１］　排水横管の管径と勾配

管　径（㎜）	勾　　配
６５以下	最小　　１/５０
７５，１００	最小　１/１００
１２５	最小　１/１５０
１５０以上	最小　１/２００

（SHASE-S206-2000：給排水衛生設備基準・同解説）

５　屋内配管の管種

屋内配管の管種は、配管場所の状況や排水の水質等によって、鋳鉄管や鋼管等の金属管や硬質塩化ビニール管等の非金属管又は複合管を使用し、排水性状・耐久性・耐震性・経済性・施工性等を考慮して適したものを選択すること。

６　トラップ

排水管へ直結する器具には、排水管又は公共下水道からのガス、臭気、衛生害虫等の侵入を防止するため、原則としてトラップを設ける。

トラップの構造は次によること。

（１）排水管内の臭気や衛生害虫等の移動を有効に阻止することができる構造とする。

（２）汚水に含まれる汚物等が付着し又は沈殿しない構造とする。（自己洗浄作用を有する。）

（３）封水を保つ構造は、可動部分の組み合わせ又は内部仕切り板等によるものでない。

（４）封水深は５cm以上１０cm以下とし、封水を失いにくい構造とする。

（５）器具トラップは、封水部の点検が容易で、かつ掃除がしやすい箇所に十分な大きさのねじ込み掃除口を設ける。

ただし、器具と一体に造られたトラップ、又は器具と組み合わされたトラップで、点検又は掃除のためにトラップの一部が容易に取り外せる場合は掃除口を省くことができる。

（６）器具トラップの封水部の掃除口は、ねじ付き掃除口プラグ及び適切なパッキングを用いた水密な構造とする。

（７）材質は耐食性、非吸水性で表面は平滑なものとする。

（８）器具の排水口からトラップウェア（あふれ面下端）までの垂直距離は、６０cmを超えてはならない。

（９）トラップは、他のトラップの封水保護と汚水を円滑に流下させる目的から、二重トラップとならないようにする。（器具トラップを有する排水管をトラップますに接続するなど、一つの排水系統に二つ以上のトラップを設けてはならない）

(10) 器具トラップの口径は、［表３－２］による。

［表３－２］　　器具トラップの口径

器　　具	トラップの最小口径(mm)	器　　具	トラップの最小口径(mm)
大便器　＊＊	７５	浴槽（洋風）	４０
小便器(小型)　＊＊	４０	ビデ	３０
小便器(大型)　＊＊	５０	調理流し　＊	４０
洗面器（小・中・大型）	３０	掃除流し	６５
手洗い器	２５	洗濯流し	４０
手術用手洗い器	３０	連合流し	４０
洗髪器	３０	汚物流し　＊＊	７５～１００
水飲み器	３０	実験流し	４０
浴槽(和風)　＊	３０		

（SHASE-S206-2000：給排水衛生設備基準・同解説）

注）＊　　住宅用のもの

＊＊　トラップの最小口径は、最小排水接続管径を示したものである。

［トラップ各部の名称］

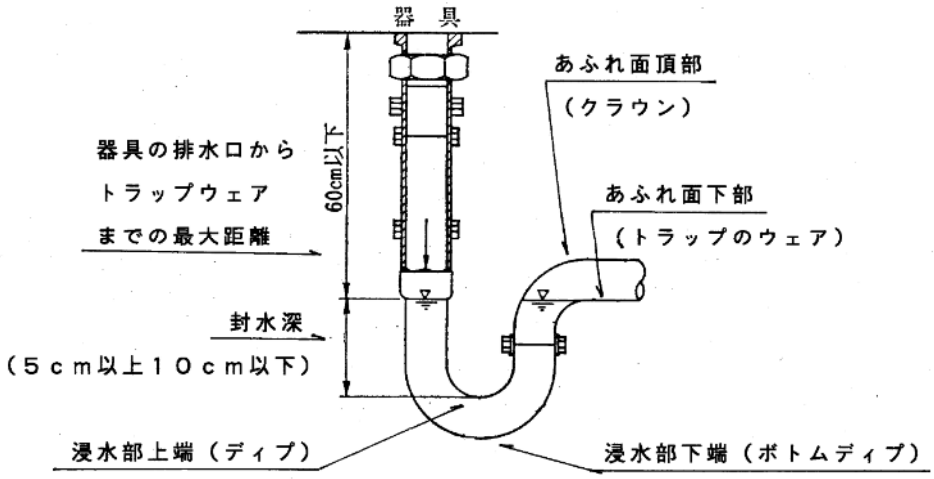

［トラッ プの種類］

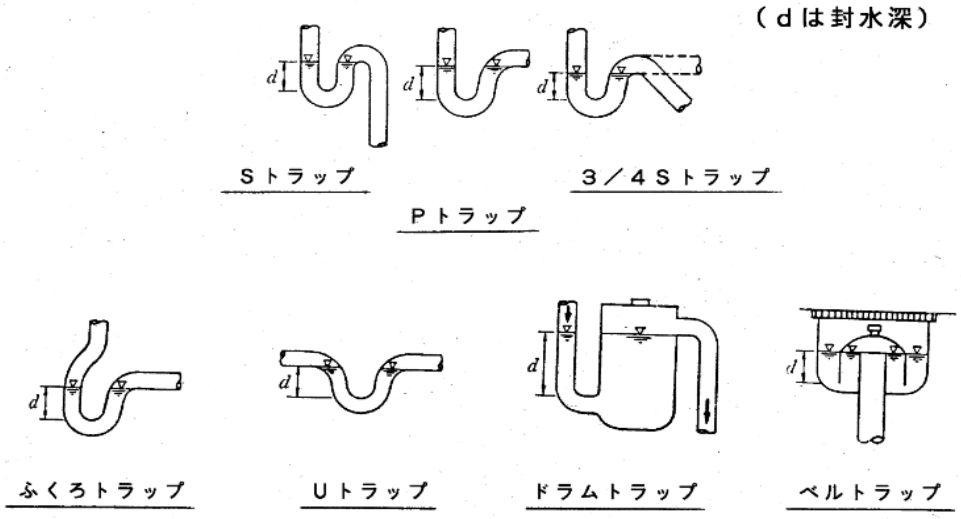

7　ストレーナー

浴室や流し場等の汚水流出口には、固形物の流下を阻止するために、ストレーナーを設けること。

ストレーナーは取り外しのできるもので、開口有効面積は、流出側に接続する排水管の断面積以上とし、目幅は直径８㎜の球が通過しない大きさとする。

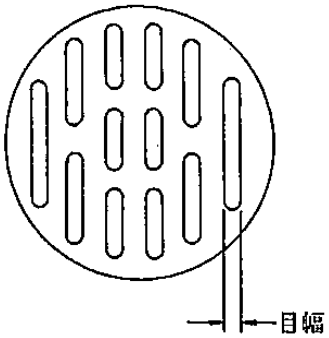

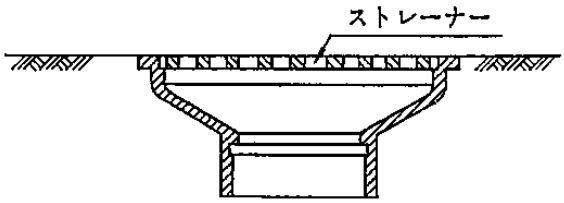

8　掃除口

排水管には、物を落して詰まらせたり、長期間の使用によりグリースなどが管内に付着するなどして、流れが悪くなった場合に、管内の掃除が容易にできるように適切な位置に掃除口を設けること。

（１）掃除口は、次の箇所に設ける。

①　排水横枝管及び排水横主管の起点

②　延長が長い排水横枝管及び排水横主管の途中

③　排水管が４５°を超える角度で方向を変える箇所

④　排水立て管の最下部又はその付近

⑤　その他必要と思われる箇所。

（２）掃除口は、容易に掃除のできる位置に設け、周囲の壁、梁等が掃除の支障となるような場合には、原則として管径６５㎜以下の管の場合は３００㎜以上、管径７５㎜以上の管の場合は４５０㎜以上の空間を掃除口の周囲にとる。

（３）排水横枝管の掃除口取付け間隔は、原則として排水管の管径が１００㎜以下の場合は１５ｍ以内、１００㎜を超える場合は３０ｍ以内とする。

（４）隠ぺい配管の場合には、壁又は床の仕上げ面と同一面まで配管の一部を延長して掃除口を取り付ける。また、掃除口をやむを得ず隠ぺいする場合は、その上部に化粧ふたを設けるなどして掃除に支障のないようにする。

（５）排水立て管の最下部に掃除口を設けるための空間がない場合等には、その配管の一部を床仕上げ面又は最寄りの壁面の外部まで延長して掃除口を取り付ける。

（６）掃除口は、排水の流れと反対又は直角に開口するように設ける。

（７）掃除口のふたは、漏水がなく臭気が漏れない密閉式のものとする。

（８）掃除口の口径は、排水管の管径が１００㎜以下の場合は、排水管と同一の口径とし、１００㎜を超える場合は１００㎜より小さくしない。

（９）地中埋設管に対しては、十分な掃除のできる排水ますを設置しなければならない。

ただし、排水ますが設置できる空間がなければ、管径２００㎜以下の配管の場合は掃除口にすることができる。

この場合、排水管の一部を地表面又は建物の外部まで延長して取り付ける。

なお、容易に取り外すことができる器具トラップ等で、これを取り外すことにより排水管の掃除に支障ないと認められる場合には、掃除口を省略することができる。

ただし、器具排水管に２箇所以上の曲がりがある場合には、掃除口は省略しない。

９　水洗便所

水洗便所に設置する便器及び付属器具は、洗浄、排水、封水等の機能を保持したものとし、用途に適合する型式、寸法、構造、材質のものを使用すること。

なお、大便器等にあっては、排出された汚物が公共下水道に完全に流達できる水量をもつ構造とし、節水型便器の採用にあたっては、公共ますまでの距離及び器具の配置状況等に留意すること。

10　阻集器

排水中にグリースなどが含まれる油脂販売店、自動車修理工場、料理店、その他これらに類する油脂類を多量に排出する場合、及び可燃性溶剤、土砂等の有害物質が含まれる場合など公共下水道の機能の低下又は損傷の恐れがある場合には阻集器を設置すること。

（１）阻集器の設置及び構造は次による。

①　使用目的に適合した阻集器を有効な位置に設けること。その位置は、容易に維持管理ができ、有害物質を排出する恐れのある器具又は装置のできるだけ近くに設ける。

②　阻集器は、汚水から油脂・ガソリン・土砂・髪の毛等を有効に阻止分離できる構造とし、分離を必要とするもの以外の下水を混入させない。

③　容易に保守、点検ができる構造とし、材質はステンレス製、銅製、鋳鉄製、コンクリート製又は樹脂製の不透水性、耐食性のものとする。

④　阻集器に密閉ふたを使用する場合は、適切な通気がとれる構造とする。

⑤　阻集器は原則としてトラップ機能を有するものとし、これには器具トラップを接続しない。

なお、トラップ機能を有しない阻集器を用いる場合は、その阻集器の直近下流にトラップを設ける。

⑥　トラップの封水深は、５㎝以上とする。

⑦　阻集器に蓄積したグリース、可燃性廃液などの浮遊物、土砂、その他沈殿物は、定期的に除去しなければならない。

なお、除去したゴミ、汚泥等は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づいて適正に処分する。

（2）阻集器の種類

① グリース阻集器

営業用調理場等から排出された汚水に含まれている油脂分を、阻集器の中で冷却、凝固させて除去し、油脂分が排水管中に流入して管をつまらせることを防止する。阻集器内に仕切板を設け、この仕切板によって流入してくる汚水中の油脂の分離効果を高めている。

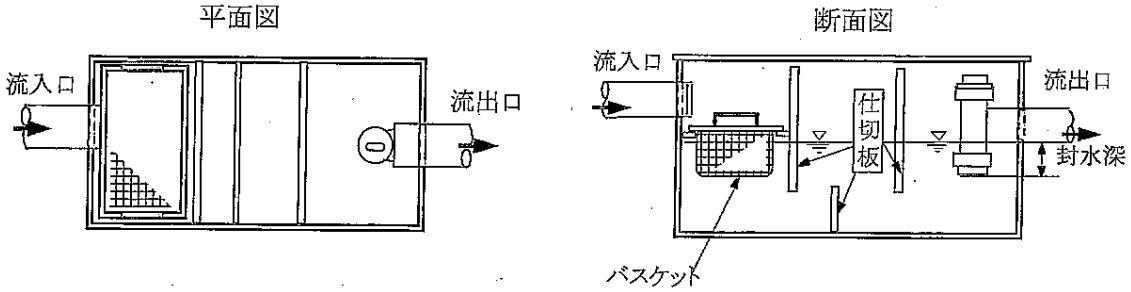

グリース阻集器の例

② オイル阻集器

給油所など次に示すガソリン、油類の流出する箇所に設け、ガソリン、油類を阻集器の水面に浮かべて除去し、それらが排水管中に流入して悪臭や爆発事故の発生を防止する。オイル阻集器に設ける通気管は、他の通気管と兼用にせず、独立のものとする。

設置場所には次のようなものがある。

ア　ガソリン給油所

イ　ガソリンを貯蔵しているガレージ

ウ　可燃性溶剤、揮発性の液体を製造または使用する工場、事業所

エ　その他自動車整備工場等機械油の流出する事業所

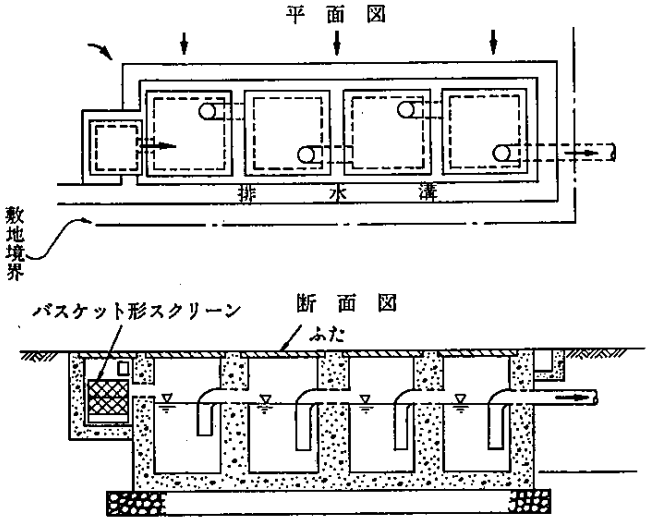

注　オイル阻集器は，サンド阻集器を兼ねる場合がある。

③　ヘア阻集器

理髪店、美容院等の洗面、洗髪器に取り付けて、毛髪が排水管に流入するのを阻止する。また、プールや公衆浴場には大型のヘア阻集器を設ける。

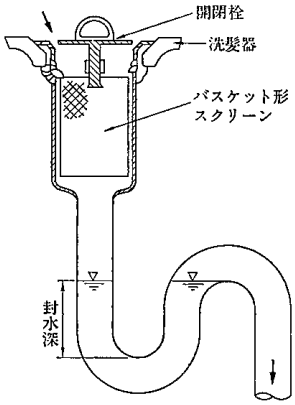

④　ランドリー阻集器

営業用洗濯場からの汚水中に含まれている糸くず、布くず、ボタン等を有効に分離する。阻集器の中には、取り外し可能なバスケット型スクリーンを設ける。

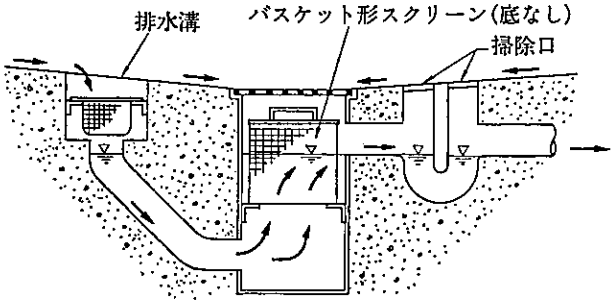

⑤　プラスタ（石膏）阻集器

外科ギブス室や歯科技工室、学校の図工室からの汚水中に含まれているプラスタ、貴金属等の不溶性物質を分離する。プラスタは排水管中に流入すると、管壁に付着凝固して容易に取れなくなる。

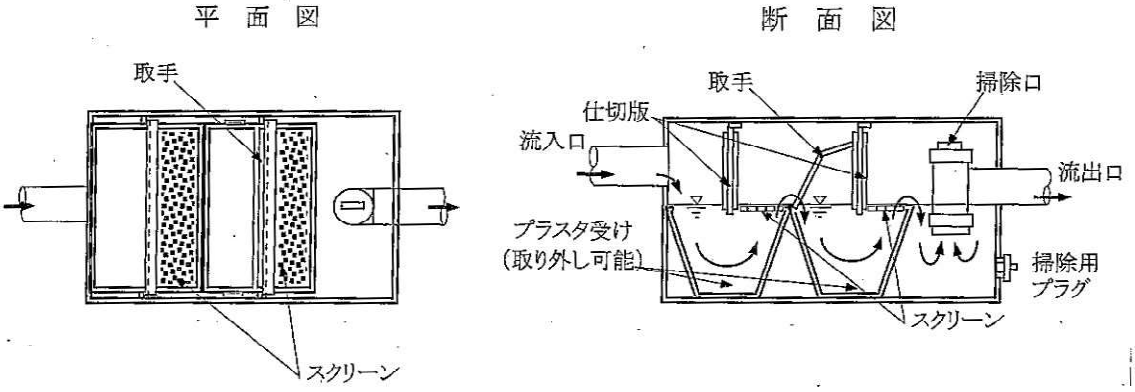

⑥　サンド阻集器

排水中に泥、砂、セメントなどを多量に含むときは、阻集器を設けて固形物を分離する。底部の泥だめの深さは、１５cm以上とする。

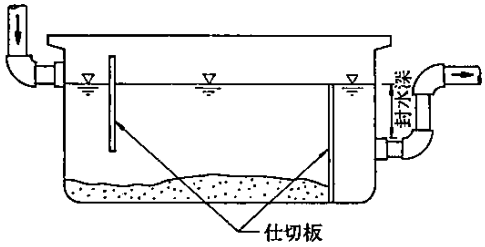

11　排水槽

排水槽は、地階の排水又は低位の排水を、自然流下によって直接公共下水道に排出できない場合に、排水を一時貯留し、排水ポンプでくみ上げて排出するもので、自然流下が可能な一般の排水系統とは別系統で排出する。

なお、排水槽の構造、維持管理が適切でない場合は、悪臭が発生する原因となるため、下水道法施行令第８条１１号において「汚水を一時的に貯留する排水設備には、臭気の発散により生活環境の保全上支障が生じないようにするための措置が講じられていること」と規定されており、設置や維持管理にあたっては十分な検討が必要である。

（１）排水槽の設置にあたっての留意点

①　排水槽は、原則としてし尿排水、雑排水、工場・事業場排水、湧水はおのおの分離すること。

②　ポンプによる排水は、原則として自然流下の排水系統（屋外排水設備及び公共下水道）のますに排出し、公共下水道の能力に応じた排水量となるよう十分注意すること。

③　通気管は、他の排水系統の通気管と接続せず、単独で大気中に開口し、その開口箇所等は、臭気等に対して衛生上十分な考慮をすること。

④　通気装置以外の部分から臭気が漏れない構造とすること。

⑤　排水ポンプは、排水の性状に対応したものを使用し、異物による詰まりが生じないようにすること。

また、故障に備えて複数台を設置し、通常は交互に運転ができ、排水量の急増時には同時運転が可能な設備が望ましい。

⑥　悪臭の発生原因となる恐れのある排水槽には、ばっ気装置又はかくはん装置を設けること。

⑦　槽内部の保守点検用マンホール（密閉型ふた付き内径６０cm以上）を設けること。なお、点検用マンホールは、換気を容易に行うため、２箇所以上設けるのが望ましい。

⑧　ちゅう房より排水槽に流入する排水系統には、ちゅう芥を捕集するます、グリー

ス阻集器等を設けること。

⑨　機械設備などからの油類の流入する排水系統には、オイル阻集器を設けること。

⑩　排水槽の有効容量は、時間当たり最大排水量以下とし、次式によって算定すること。

なお、槽の実深さは、計画貯水深さの１．５～２．０倍程度が望ましい。

$$\text{有効容量(m3)} = \frac{\text{建築物（流入部分）の1日平均排出量（㎥）}}{\text{建築物（流入部分）の1日当たり給水時間（時）}} \times 2.0 \sim 2.5$$

⑪　排水ポンプの運転間隔は、水位計とタイマーの併用により、１時間（標準）程度に設定することが望ましい。また、満水警報装置を設けること。

⑫　排水槽は、十分に支持力のある床又は地盤上に設置し、維持管理しやすい位置とすること。

⑬　排水槽の内部は容易に清掃できる構造で、水密性、防食等を考慮した構造とすること。

⑭　排水槽の底部に吸込みピットを設け、ピットに向かって１／１５以上、１／１０以下の勾配をつけること。

⑮　排水ポンプの停止水位は、吸込みピットの上端以下とし、排水や汚物ができるだけ排出できるように設定すること。

ただし、ばっ気装置又はかくはん（撹拌）装置を設置する場合の始動・停止水位は、その機能を確保できる位置を設定すること。

⑯　ポンプの吸込み部の周囲及び下部には、２０㎝程度の間隔をもたせて吸込みピットの大きさを定めること。

⑰　ポンプ施設には、逆流防止機能を備えること。

⑱　排水槽への流入管は、汚物飛散防止のため吸込みピットに直接流入するように設けるのが望ましい。

⑲　排水槽の維持管理については、定期的に槽の点検及び機械の点検を行い、排水の水質、排水量及び排水槽の容量等に応じて定期的に清掃を行うこと。

また、 排水槽へ流入する排水系統の阻集器の維持管理は頻繁に行うこと。

⑳　除去したゴミ、汚泥等は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づいて適正に処分し、公共下水道等に投棄してはならない。

［排水槽の例］

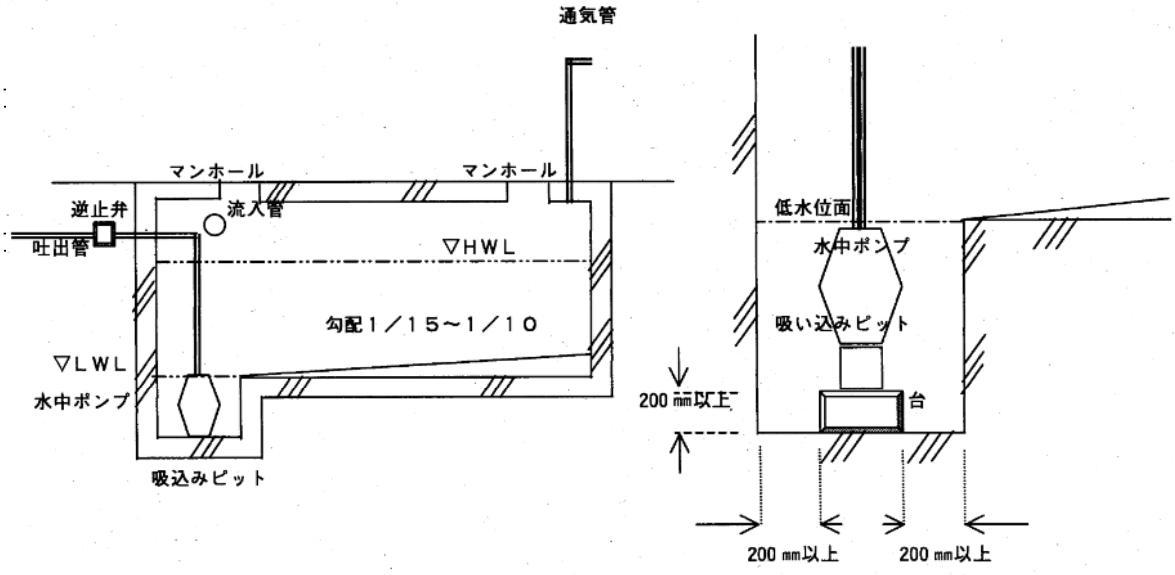
通気管
マンホール
マンホール
逆止弁
流入管
吐出管
▽HWL
勾配１／１５～１／１０
▽LWL
水中ポンプ
吸込みピット
低水位面
水中ポンプ
吸い込みピット
200 ㎜以上
台
200 ㎜以上
200 ㎜以上

12　間接排水

排水系統の不測の事故などに備え、食品関係機器、医療の研究用機器その他衛生上、直接排水管に接続しては好ましくない機器の排水は間接排水とすること。

（１）間接排水とする機器の排水は、 次のとおりとする。

①　冷蔵庫・冷凍庫・ショーケース等の食品冷蔵・冷凍機器の排水

②　皮むき機・洗米機・製氷器・食器洗浄機・消毒器・カウンター流し・食品洗い用流し・すすぎ用流し等のちゅう房用機器排水

③　洗濯機・脱水機等の洗濯用機器の排水

④　水飲み器・飲料用冷水器・給茶器の排水

⑤　消毒器・洗浄器・洗浄装置などの医療・研究用機器の排水

⑥　貯水タンク・膨張タンクのオーバーフロー及び排水

⑦　上水・給湯及び飲料用冷水ポンプの排水

⑧　排水口を有する露受け皿・水切りの排水

⑨　上水・給湯及び飲料用冷水系統の水抜き

⑩　消火栓・スプリンクラー系統の水抜き

⑪　逃し弁の排水

⑫　圧縮機の水ジャケットの排水

⑬　冷凍機・冷却塔及び冷媒・熱媒として水を使用する装置の排水

⑭　空気調和用機器の排水

⑮　上水用の水処理装置の排水

⑯　ボイラ・熱交換器及び給湯用タンクからの排水、蒸気管のドリップなどの排水(原則として４５℃以下に冷却し排水すること)

⑰　噴水池・ 水泳用プールの排水及びオーバーフロー並びにろ過装置からの逆洗水及び水泳用プール周縁歩道の床排水

（２）配管

容易に掃除及び洗浄ができるように配管し、水受け容器までの配管長が５０cmを超える場合には、その機器・装置に近接してトラップを設ける。機器・装置の種類、排水の種類によって排水系統を分ける。

（３）排水口空間

間接排水とする機器、装置の排水管（間接排水管)は、原則としてその機器・装置ごとに、一般の排水系統に接続した水受け容器のあふれ縁より上方に排水口空間をとって開口し、雨水が流入しない構造とすること。

なお、排水口空間は［表３－３］によること。

ただし、前記⑥～⑮の間接排水管については、屋上又は機械室その他の排水溝に排水口空間をとって開口させることができる。

［表３－３］　　排水口空間

間接排水管の管径（mm）	排水口空間（mm）
２５以下	最小　　５０
３０～５０	最小　１００
６５以上	最小　１５０

（SHASE-S206-2000：給排水衛生設備基準・同解説）

（注）飲料用貯水タンクなどの間接排水管の排水口空間は、
上表にかかわらず最小１５０mmとする。

［排水口空間］

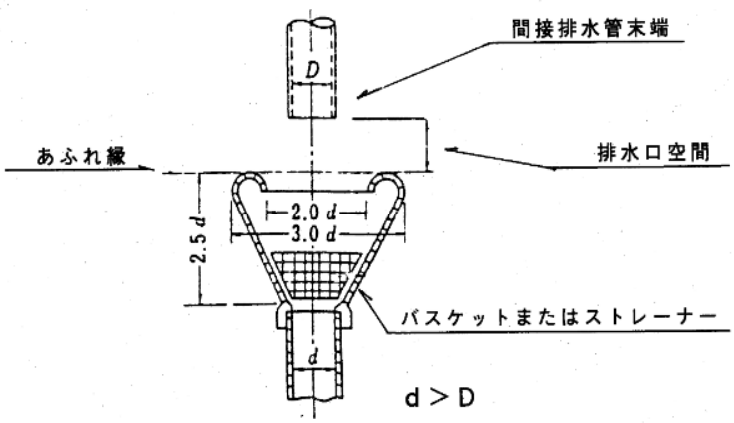

（４）水受け容器

水受け容器は、排水が跳ねたりあふれたりしないような形状、容量及び排水口径をもつとともに、臭気及び衛生害虫等を考慮して、トラップを備えた設備とすること。

また、便所、洗面所及び換気のない場所を避け、容易に排水状況が確認できる場所に設置すること。

なお、手洗い、洗面、料理等の目的に使用される器具は間接排水の水受け容器と兼ねてはならない。

13　通気

通気系統には、各個通気、ループ通気、伸頂通気方式などを適切にくみあわせた通気管を設けること。

通気管は、排水管内の空気が排水管の各所に自由に流通できるようにして、排水によって管内に圧力差を生じないようにするものであり、つぎのような目的のために設ける。

- サイホン作用及びはね出し作用から排水トラップの封水を保護する
- 排水管内の流水を円滑にする
- 排水管内に空気を流通させて排水系統内の喚気を行う

また、通気管の末端には下記の通気口を設ける。

- 外気開放式：ベンドキャップ、ベンチレーター等
- 室内通気方式：通気弁、低位通気弁等

（１）通気管の設置及び構造

①　各個通気方式及びループ通気方式には、必ず通気立て管を設けること。

②　排水立て管は、上部を延長して伸頂通気管とし、大気中に開口すること。

③　通気立て管の上部は、管径を縮小せずに延長し、その上端は単独に開口するか、最高位の器具のあふれ縁から１５０㎜以上高い位置で伸頂通気管に接続すること。

④　屋根を貫通する通気管は、屋根から１５０㎜以上立ち上げて大気中に開口すること。

⑤　屋根を庭園、運動場、物干し場等に使用する場合は、屋上を貫通する通気管は屋上から２m以上立ち上げて大気中に開口すること。

⑥　通気管の末端が建物の出入口、窓、換気口等の付近にある場合は、これらの換気用開口部の上端から６００㎜以上立ち上げて大気中に開口すること。これができない場合は、これらの開口部から水平に３m以上離すこと。

　また、通気管の末端は、建物の張り出し部の下方に開口しないこと。

⑦　排水横枝管から通気管を取り出すときは、排水管の垂直中心線上部から鉛直又は鉛直から４５°以内の角度とすること。

⑧　通気管の取り出し位置は、器具トラップのウェアから管径の２倍以上離れた位置から取り出すこと。

⑨　通気接続個所は、トラップウェアより低い位置としないこと。

⑩　トラップウェアから通気管接続までの距離は、［表３－４］に示す長さ以内とし、排水管の勾配は１／５０～１／１００とすること。

⑪　間接排水系統及びオイル阻集器、排水槽などの特殊排水系統の通気管は他の通気系統と接続せずに単独に開口すること。これらの排水系統が、２系統以上ある場合も同様とする。

［表３－４］トラップウェアから通気管までの距離

器具排水管の管径（㎜）	距離（m）
３０	０．８
４０	１．０
５０	１．５
７５	１．８
１００	３．０

（SHASE-S206-2000：給排水衛生設備基準・同解説）

（２）通気管の管径と勾配

①　管径

ア　最小管径は３０㎜とする。ただし、排水槽に設ける通気管の管径は５０㎜以上とする。

イ　ループ通気管の管径は、排水横枝管と通気立て管とのうち、いずれか小さい方の管径の１／２より小さくしない。

ウ　排水横枝管の逃し通気管の管径は、接続する排水横枝管の管径の１／２より小さくしない。

エ　伸頂通気管の管径は、排水立て管の管径より小さくしない。

オ　各個通気管の管径は、接続する排水管の１／２より小さくしない。

カ　排水立て管のオフセットの逃がし通気管の管径は、通気立て管と排水立て管とのうちいずれか小さい方の管径以上とする。

キ　結合通気管の管径は、通気立て管と排水立て管のうち、いずれか小さい方の管径以上とする。

②　勾配

通気管は、管内の水滴が自然流下によって排水管へ流れるようにし、逆勾配にならないように排水管に接続する。

（３）通気管の材料

建物内の通気管は、金属管または複合管を使用する。ただし、やむを得ない場合は、陶管、コンクリート管を除く非金属管を使用してもよい。

［通気管の開口位置］

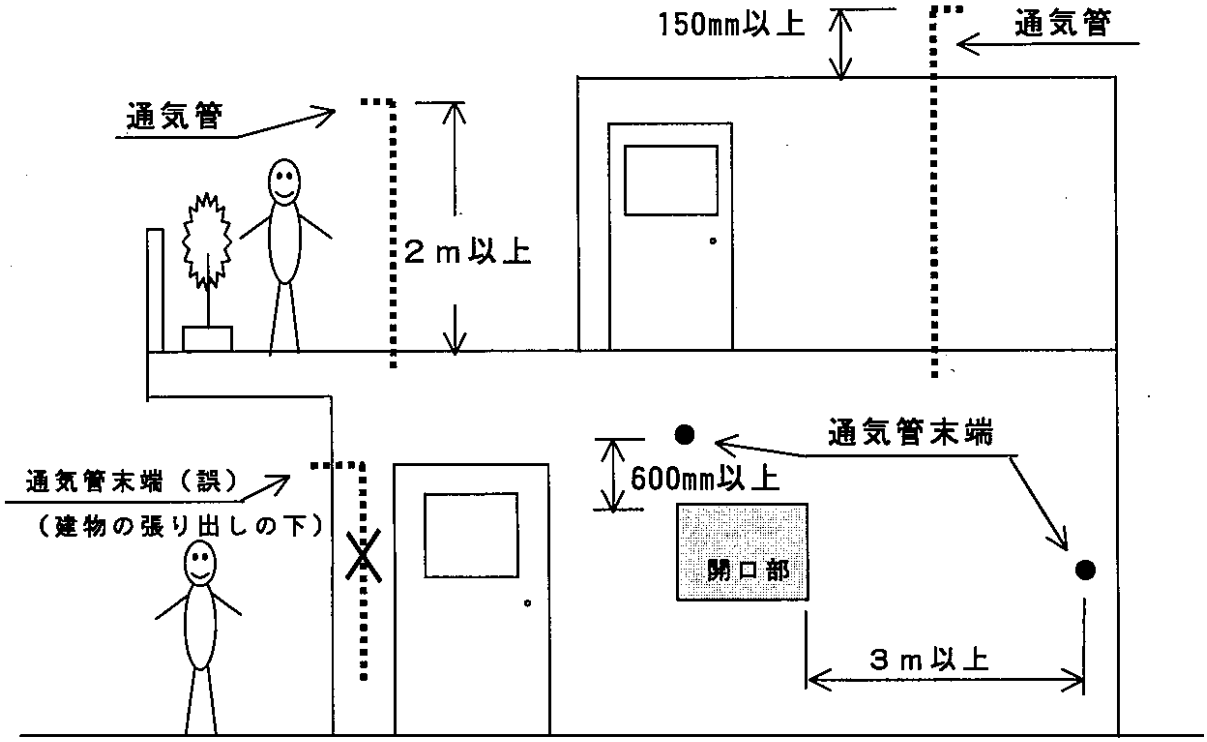
150mm以上
通気管
通気管
2ｍ以上
通気管末端
600mm以上
通気管末端（誤）
（建物の張り出しの下）
開口部
3ｍ以上

［排水・通気設備配管例］

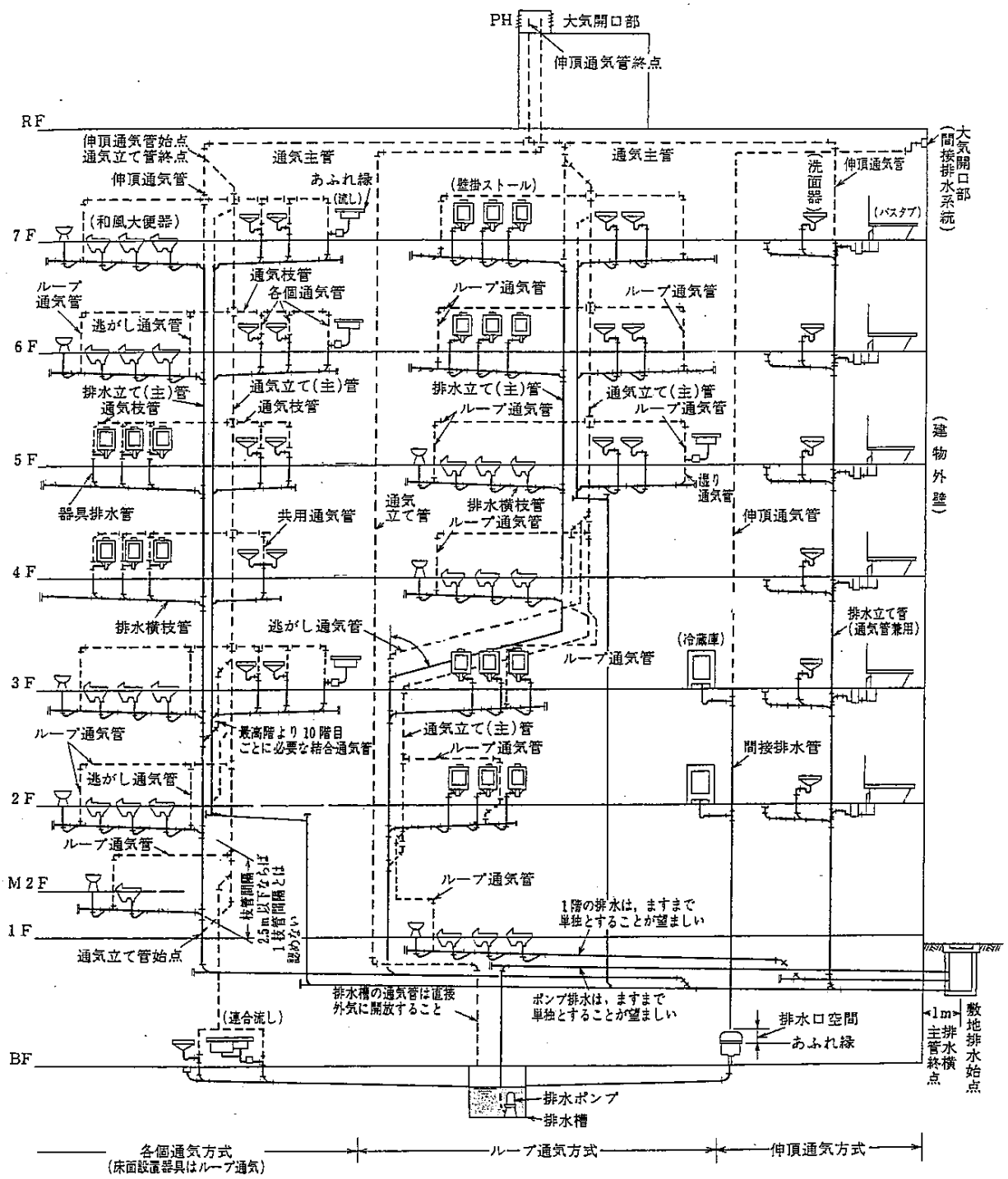
PH
大気開口部
伸頂通気管終点
RF
伸頂通気管始点
通気立て管終点
通気主管
通気主管
伸頂通気管
あふれ縁
(流し)
(整髪ストール)
(洗面器)
伸頂通気管
(バスタブ)
大気開口部
(間接排水系統)
(和風大便器)
7F
通気枝管
各個通気管
ループ通気管
ループ通気管
ループ通気管
逃がし通気管
6F
排水立て(主)管
通気枝管
通気立て(主)管
通気枝管
排水立て(主)管
ループ通気管
通気立て(主)管
ループ通気管
5F
(建物外壁)
器具排水管
共用通気管
通気立て管
排水横枝管
ループ通気管
湿り通気管
伸頂通気管
4F
排水横枝管
逃がし通気管
ループ通気管
(冷蔵庫)
排水立て管
(通気管兼用)
3F
ループ通気管
最高階より10階目ごとに必要な結合通気管
通気立て(主)管
ループ通気管
間接排水管
逃がし通気管
2F
ループ通気管
M2F
ループ通気管
1F
1階の排水は，ますまで単独とすることが望ましい
通気立て管始点
排水槽の通気管は直接外気に開放すること
ポンプ排水は，ますまで単独とすることが望ましい
(連合流し)
排水口空間
あふれ縁
1m
敷地排水始点
主管排水横終点
BF
排水ポンプ
排水槽
各個通気方式
(床面設置器具はループ通気)
ループ通気方式
伸頂通気方式

14　雨水排水

屋根等に降った雨水は、雨どい等にまとめ、 雨水管により屋外排水設備に排水すること。

また、ベランダ等の雨水も同様に排水すること。

（１）雨水管は屋内排水管と接続せず、屋外排水管に接続する。

なお、雨水管を合流式の屋外排水管に接続する場合は、その雨水管にトラップを設ける。

（２）雨水管は汚水通気管と連結しない。

15　ディスポーザ排水処理システム

ディスポーザ排水処理システムとは、ディスポーザで破砕した生ごみを排水処理部へ流し、処理した下水のみを下水道へ流す装置である。

本市においては、公益社団法人日本下水道協会が作成した「下水道のためのディスポーザ排水処理システム性能基準（案）」に基づく製品認証を受けたものについては、別に定める「北九州市ディスポーザ排水処理システム取扱要綱」によりその設置を認めている。

ディスポーザ排水処理システムの設置を希望する場合は、排水設備新設等計画確認申請前に上下水道局下水道計画課と事前協議を行うこと。

※　排水処理を行わない「直接投入型（単体）ディスポーザ」については、排水設備及び公共下水道施設において、生ごみの管内堆積や閉塞等の影響があるため、設置しないこと。

16　床下集合排水システム

各衛生器具からの排水を床下に集中的に会合させ、屋外排水設備にまとめて排水するシステムである。

設置する場合は以下のように行う。

（１）適切な口径・勾配を有し、建築物の構造に合わせて適切な支持、固定を行うこと。

（２）汚水の逆流や滞留が生じない構造であること。

（３）保守点検、補修、清掃が容易にできるよう、十分なスペースを有する点検口を確保すること。

上記事項に留意するほか、製造メーカーの仕様を遵守し北九州市承認製品を使用すること。

なお、申請時に添付する平面図には、床下集合排水システム・点検口・製品名・製造メーカーを明記すること。

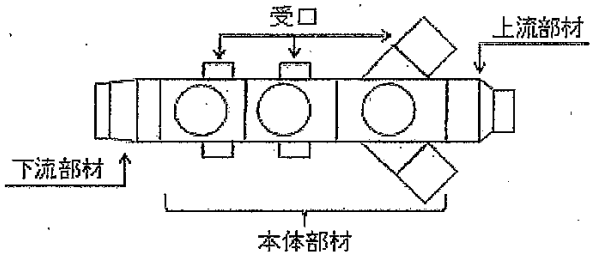

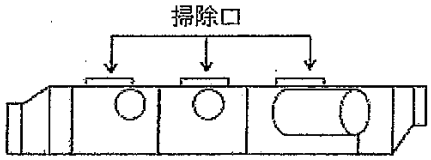

17　工場、事業所

工場や事業所からの排水のうち、下水道施設の機能を妨げ、施設を損傷し、又は処理場からの放流水の水質が基準に適合しなくなる恐れのある排水は、他の一般の排水と分離して集水し、一定の基準以下に処理したのち、一般の排水系統と別の系統で公共下水道に排水する。詳細については、「第５章　除害施設」を参照のこと。

第　４　章　　屋外排水設備

屋外排水設備は屋内排水設備から排水を受け、さらに敷地内の建物以外から発生する下水と合わせて、敷地内のすべての下水を公共下水道へ流入させる施設である。

１　基本的事項

屋外排水設備の設置にあたっては、次によること。

（１）公共下水道のますその他の排水施設の位置、屋内排水設備とその位置及び敷地の土地利用計画等について調査を行わなければならない。

（２）排除方式は、公共下水道の排除方式に合わせなければならない。

なお、工場、事業場排水は、一般の排水と分離した別系統で公共汚水ますに接続することが望ましい。

（３）構造等は、法令等の基準に適合し、かつ円滑な排水機能を有しなければならない。

２　設計

（１）排水管

①　排水管計画は、屋内排水設備からの排出箇所、公共ます等の排水施設の位置及び敷地の形状等を考慮して定める。

②　管径及び勾配は、排水を支障なく流下させるように定める。

排水管は原則として自然流下方式である。

管内の流速は、０．６０～１．５０m/秒の範囲とする。ただし、やむを得ない場合は、最大３．０m／秒とすることができる。

③　原則として、排水管の勾配は１／１００以上、管径は７５㎜以上とする。ただし、水洗便所から下流の排水管の管径は１００㎜以上とする。

ア　汚水管

汚水のみを排除すべき排水管の内径及び勾配　［参考］

排水人口(人)	内径mm	勾　　配
150未満	100以上	100分の2.0以上
150以上300未満	150以上	100分の1.5以上
300以上600未満	200以上	100分の1.3以上
600以上	250以上	100分の1.0以上

イ　雨水管

雨水または下水を排除すべき排水管の内径及び勾配　［参考］

排水面積(㎡)	内径mm	勾　　配
100未満	75以上	100分の2.5以上
100以上200未満	100以上	100分の2.0以上
200以上600未満	150以上	100分の1.5以上
600以上	200以上	100分の1.3以上

④　使用材料は、原則として硬質塩化ビニール管とする。

ただし、雨水系統については、ヒューム管およびU型側溝等を使用することができる。

⑤　排水管の土被りは、原則として宅地内において０．２０m以上、私道においては０．４５m以上とする。また、条件により必要な防護、その他の措置を行う。

なお、公道内では当該道路管理者の指示するところによる。

⑥　排水管は、公共下水道の排除方式に従って公共ます等排水施設に接続する。

⑦　排水管は、沈下、地震等による損傷を防止するため、管種、地盤の状況、土かぶり等を検討し、必要に応じて適切な基礎、防護を施す。

（２）ます

ますの設置箇所及び構造は、次によること。

①　ますの設置箇所

ア　排水管の起点、屈曲点、会合点

イ　排水管の勾配、及び管径が変化する箇所

ウ　管種が異なる排水管の接続箇所

エ　排水管の直線部においては、その内径の１２０倍以内の箇所

オ　その他維持管理上必要な箇所

カ　排水横主管と屋外の排水管の接続箇所（原則として、建物外壁から２m以内）

キ　建物等の構造上、ますを設置することができない場合は、ますに代えて掃除口を設けることができる。

②　ますの構造

ア　ますの材質は、塩化ビニール、鉄筋コンクリート、その他これらに類する材質のものとする。

イ　ますの形状は、内径１５cm以上の円形又は角形とし、堅固で耐久性のある構造とする。

ウ　ますのふたは、堅固でその設置場所に応じた耐久性のある材質とし、密閉ふたとする。ただし、雨水ますについては格子ふたを使用することができる。

なお、車庫等で車両の荷重がかかる箇所では鋳鉄製保護ふた等を使用する。

エ　分流地区における汚水ますは、原則として塩化ビニール製ますを使用し、ふたは防水ふたを使用する。

オ　汚水ますの底部には、排水管の内径に応じてインバートを設ける（分離ます等を除く）こと。また、便所からの排水管は、排水主管のますに鋭角に合流するように接続し、必要に応じて段差を設け主管側への汚物等の逆流を防止するよう留意する。

カ　雨水ますには、深さが１５cm以上の泥だめを設け、溜まった土砂を容易に取り除けるような構造とする。

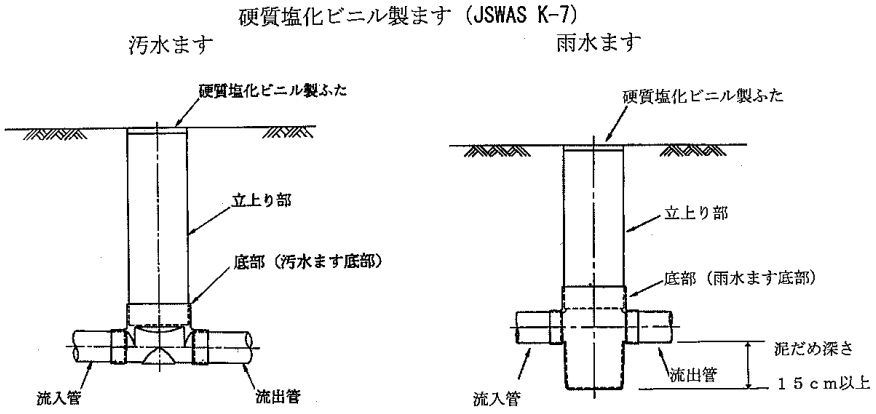

キ　ますの基礎は、ますの種類、設置条件等を考慮し適切な基礎を施すこと。

ク　既製のインバート付き塩化ビニール製ますで屈曲できない場合は、下記条件に合致する場合のみ、ますに曲管を設置することができる。なお、曲管の使用は必要最小限とすること。

・　掃除又は検査の容易な場所。
・　９０°曲がりインバートの塩化ビニール製ますを使用する時は不可とする。
・　使用曲管角度は３０°以内とする。
・　曲管の設置箇所は、塩化ビニール製ますの内のりから曲管の中心までの距離が３０cm以内とする。

［参考図］

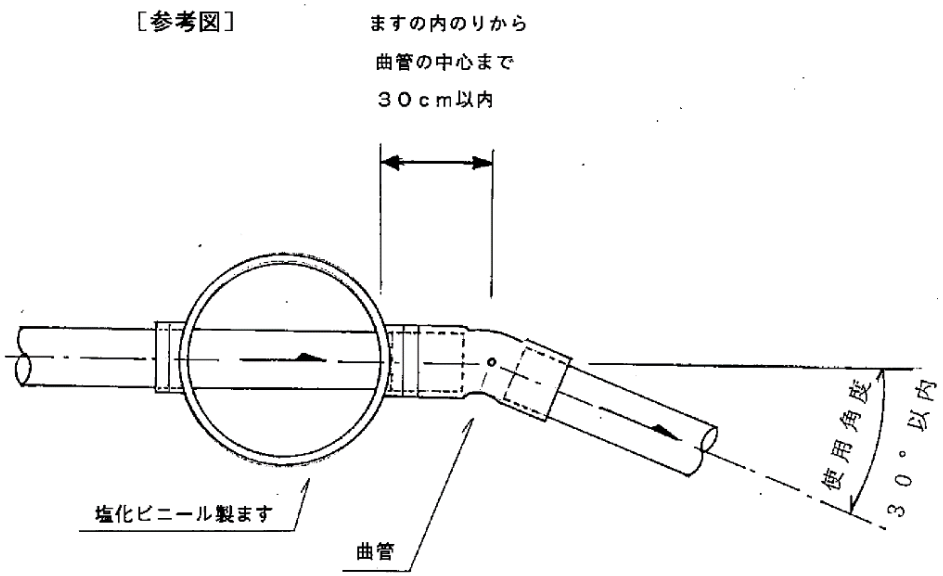

③　ドロップます

上流と下流の排水管の落差が大きい場合は、ドロップます等を使用すること。

ただし、雨水ますには設けなくてもよい。

（プラスチック製）

硬質塩化ビニル製　　ポリプロピレン製ます

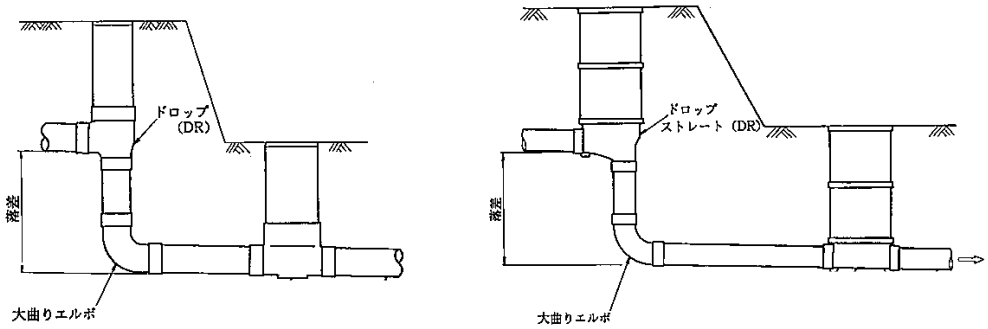

④　トラップます

悪臭防止等のためには器具トラップの設置が一般的であるが、次に該当する場合はトラップますを設置すること。

なお、二重トラップとならないようにすること。

ア　既設の衛生器具等にトラップの取付けが技術的に困難な場合

イ　食堂、生鮮食料品取扱所等において、残渣物が下水に混入し、排水設備又は公共下水道に支障をきたす恐れがある場合

ウ　雨水排水系統のます又は開きょ部分からの臭気の発散を防止する場合

エ　トラップますの設置及び構造は次による。

・　トラップの口径は７５㎜以上を標準とし、封水深は５㎝以上１０㎝以下とする。

・　トラップは、原則として硬質塩化ビニール製とする。

・　トラップを有する排水管の管路延長は、排水管の管径の６０倍以下とする。ただし、排水管の清掃に支障のないときはこの限りでない。

・　器具トラップを有する排水管は二重トラップとならないように注意する。

設置例　　外観図　　設置例　　外観図

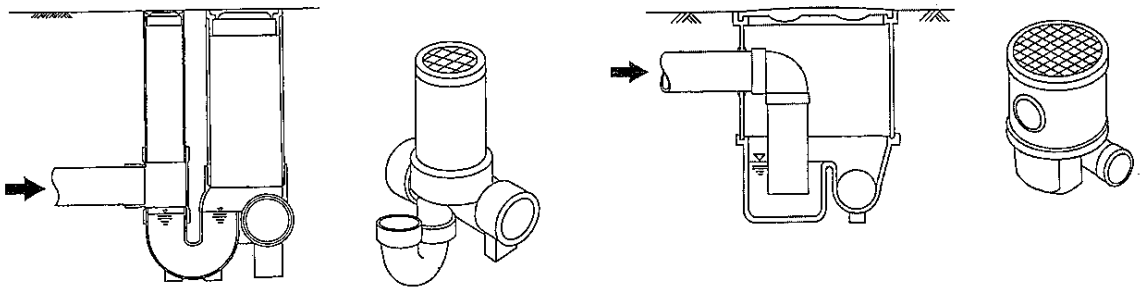

⑤　分離ます

固形物・油脂・土砂・その他排水機能を妨げ、又は排水管を損傷するおそれのある物質を含む下水を公共下水道へ排水する場合は、下水道施設の負荷を軽減する必要から分離ますを設置すること。

なお、分離ますは、便所からの排水を含まない雑排水のますとして設置し、便所からの排水が分離ますに逆流しないように位置や高さを設定すること。

ア　ごみよけ装置

下水の流通を妨げる固形物を排出する恐れのある場所の吐口には、固形物の排水管への流入を有効に防止できるごみよけ装置を取り付ける。

イ　油脂しゃ断装置

油脂販売店・自動車修理工場、料理店その他これらに類する油脂類を排出する場所の吐口には、油脂しゃ断装置を設ける。

ウ　沈砂装置

土砂を多量に排出する吐口には、排水管への土砂の流入を有効に阻止できる砂だまりを設ける。

⑥　宅地内のU型側溝等の開きょの雨水を取り入れる雨水ますには、必要に応じてスクリーンを設けること。

（３）雨水浸透施設

宅内の雨水排除として雨水浸透施設を設置する場合は、次の事項を考慮すること。

①　排水区域の地形、地質、地下水位及び周辺環境等を十分調査する。

ア　地形、土質、地下水位等

イ　排水区域周辺の土地利用状況等

②　雨水の浸透によって地盤変動をひきおこすような場所に設置してはならない。

ア　設置禁止区域

- 急傾斜地崩壊危険区域
- 地すべり区域
- 擁壁上部、下部の区域
- 隣接地その他の居住及び自然環境を害するおそれのある区域
- 工場跡地、廃棄物の埋立地等で、土壌汚染が予想される区域

イ　設置に注意しなければならない区域

- 隣地の地盤が低く、浸透した雨水による影響が及ぶおそれのある区域
- 斜面や低地に盛土で造成した区域
- 既設浸透施設に隣接する区域
- 地下水位が高い区域

③　雨水浸透管等の選定にあたっては、その排水区に適し、浸透効果が十分なものを選定すること。

（４）掃除口

排水管の点検清掃のために会合点や屈曲点にますを設置することが原則であるが、敷地利用の関係上、これを設けることができない場合には、ますに代えて掃除口を設ける。

掃除口の口径は、清掃用具が無理なく十分効果的に使用できる形と大きさとし、１００mm 以上を標準とする。ただし、排水管の管径が１００mm 未満の場合は、排水管と同一の口径としてもよい。

排水管の中間点に掃除口を設置する場合は、排水管の管路延長がその管径の６０倍以下で管の清掃上適当な箇所とする。

第　５　章　　除害施設

１　下水道に対する事業場排水の影響

下水道の供用開始の告示がなされた区域においては、工場・事業場排水も遅滞なく排水を下水道に流すことが下水道法で義務付けられている。

一般に工場排水等は家庭排水に比べて排水量が多く、工場・事業場によっては悪質下水を排出するものがある。この悪質下水が下水道にそのまま排除されると管きょ等の閉塞や腐食など下水道施設を損傷したり、下水処理場の処理機能を妨げ、処理水の水質を悪化させるなど、下水道施設に悪影響を及ぼす。［表５－１参照］

したがって、次にあげる悪質下水については、下水道への排出を制限するとともに、発生源において除害施設を設けて適正に処理をした上で下水道に排除するように、下水道法に基づいて工場排水等の水質規制が行われている。

（１）下水道施設の機能保全と損傷防止

下水道施設の機能を妨げ又は施設を損傷する恐れのある下水を排除する者に対し、政令で定める範囲に従い、条例で排除基準を定め除害施設の設置等を義務付けるものとしている。

この規制は、終末処理場の設置の有無にかかわらず、公共下水道を使用するすべての者を対象とすることができる。

（２）処理場からの放流水の水質確保

公共下水道からの放流水の水質を下水道法第８条に規定する技術上の基準に適合させることが困難な下水を排除する者に対しては、特定事業場を対象としたものと、事業場を限定せずに条例で除害施設の設置等を義務付けて行うものとがある。

特定事業場とは、特定施設（水質汚濁防止法第２条第２項に規定する特定施設又はダイオキシン類対策特別措置法第１２条第１項第６号に規定する水質基準対象施設で、汚水又は廃液を排出する施設）を設置している工場又は事業場である。

２　水質規制

「特定施設」とは、人の健康や生活環境に被害を与える恐れのある物質を含む汚水や廃液を排水する施設として、水質汚濁防止法等で定められた［表５－５］の施設をいう。

［表５－５］の特定施設を設置している工場・事業場を「特定事業場」といい、この特定事業場にはいろいろな規制や届出義務が課せられる。

特定事業場は［表５－３］の水質基準（Ａ）を超える排水を公共下水道に排除する場合は、適正に処理をした上で排除しなければならない。

３　特定施設に関する規制

特定施設の設置者は、次のような届出義務及び規制がある。

（１）特定施設の設置等の届出（下水道法第１２条の３）

特定事業場は、［表５－２］にある「特定施設設置届」・「特定施設使用届」・「特定施設の構造等変更届」等を管理者に提出しなければならない。

（２）特定施設計画変更命令（下水道法第１２条の５）

特定施設設置届や特定施設の構造等の変更届を行ったときは、届出書を管理者が受理してから、早期着工（期間短縮願）を認めた以外は、受理されてから６０日以内は、特定施設などの工事に着手することが出来ない。

特定施設の設置届や構造等の変更届について、その届出内容では排水基準を守れないと認められる場合は、設置等の計画変更命令、あるいは計画の廃止命令が出されることがある。

（３）届出違反又は排水基準違反に対する罰則制度（下水道法第４７条の２・４６条の２）

特定施設の設置届及び特定施設の構造等変更届を届出しなかった者、又は虚偽の届出をした者には、罰則制度がある。

また、特定事業場が排水基準に適合しない下水を下水道施設に排除した場合、及び過失により排水基準に適合しない下水を下水道施設に排除した場合にも、罰則制度がある。

（４）改善命令（下水道法第３７条の２）

管理者は、特定事業場から下水道へ排除される下水の水質が基準に適合されない恐れがあると認められるときは、期限を定めて特定施設の構造、特定施設の使用方法、汚水の処理方法について、特定施設の改善、若しくは、特定施設の使用禁止及び公共下水道への下水の排除停止等を命じることができる。

（５）水質測定の義務（下水道法第１２条の１２）

特定施設の設置者は、除害施設等の有無にかかわらず、下水道へ排除される下水の水質を定期的に測定し、その結果を記録しておかなければならない。

測定回数は、ｐＨについては排水期間中１日１回以上、ＢＯＤについては１４日を超えない排水の期間ごとに１回以上、ダイオキシン類については１年を超えない排水の期間ごとに１回以上、その他の項目については７日を超えない排水の期間ごとに１回以上とする。

（６）排水状況の報告（下水道法第３９条の２）

管理者は、公共下水道を適正に管理するため、事業場等の排水状況、除害施設又は排除される下水の水質に関し、必要な報告を求めることができる。

4　その他の排水に対する規制

（１）除害施設の設置義務（下水道条例第９条の２・第９条の３）特定事業場以外の事業場等が、排水基準［表５－３］の水質基準（B）に適合しない下水を公共下水道に排出する場合は、除害施設を設置することが義務付けられている。

なお、この義務を履行しない事業場に対しては、罰則が適用される。（下水道条例第３０条）

（２）除害施設の計画の確認申請（下水道条例第６条）

除害施設の新設又は変更を行うときは、管理者に申請書を提出して確認を受けること。

また、当該工事が完了したときは、その日から５日以内にその旨を管理者に届け出て、検査を受けること。（下水道条例第７条）

（３）除害施設改善等の指示（下水道条例第９条の４）

管理者は、除害施設を設置している事業場が排水基準に違反した場合、当該除害施設の改造、修繕、維持、その他に必要な処置を講ずることを指示できる。また、場合によっては、公共下水道の使用の制限若しくは、使用の一時停止が命じることができる。

5　除害施設

除害施設の設置にあたっては、悪質下水の発生源の状況や水質、水量などについて事前に調査、検討を行い、効率的で経済的な処理方法、規模等を選定すること。

6　維持管理

除害施設を設置しても処理施設が機能を十分に発揮しなければ処理が不完全になり、下水道施設、特に下水処理場に重大な被害を与える場合がある。

排水基準の水質基準に適合する下水を公共下水道に排出するためには、次の事項について日常の維持管理が大切である。

（１）除害施設の運転管理責任者を定めて、管理責任体制をはっきりさせる。

（２）除害施設等の運転日報、月報の作成。

①　処理水量。

②　原水、処理水の水質。

③　水の処理に使用した薬品の使用量、在庫量、発注量。

④　装置の稼動状況、清掃、注油、部品の交換等。

⑤　発生した汚泥量、処分方法。

⑥　その他必要なことがら。

（３）処理水質や装置に異常があった時は、原因の究明や適切な処置、その後の監視を十分に行う。

（４）管理者（公共下水道管理者）への報告。

７　加算料金制度（水質料金制度）（下水道条例第１５条第２項）

一般的に事業場の汚水は、一般家庭の汚水より、ＢＯＤ、ＣＯＤ、ＳＳ等の汚濁濃度が高いために、下水処理場において一般家庭の汚水より処理が困難になります。

そのために高濃度の汚水については、当該事業場に処理費用の増加分の一部を負担して頂くというのが、加算料金制度です。

８　特定施設及び除害施設に関する問い合わせ等

特定施設及び除害施設に関する問い合わせ及び届出用紙は、
上下水道局下水道部水質管理課まで。（TEL５８２－２５７０）

［表５－１］悪質下水の下水道施設及び下水処理に対する影響

水質項目	下水道施設に対する影響	下水処理に対する影響	該当する主要業種
1, 温度	1, コンクリートの腐食助長 2, 有機物分解による有害ガスの発生		食品加工 クリーニング
2, 水素イオン濃度(pH)	1, コンクリートの急速な腐食 2, 他の廃水との混合による有害ガスの発生	生物処理機能の阻害または停止	金属加工・印刷製版 化学工業・メッキ業 鉄鋼
3, 生物化学的酸素要求量(BOD)	1, 管きょ清掃頻度の増加 2, 酸素欠乏による管きょ内作業効率の低下	生物処理機能の低下	食品加工 油脂製造
4, 浮遊物質量(SS)	1, 管きょ清掃頻度の増加 2, 沈殿物増加による水流停滞及び閉塞	生物処理機能の低下	紙パルプ製造 食品加工 皮革製造・ガラス製造
5, ノルマルヘキサン抽出物質 ・鉱油類 ・動植物油脂類	1, 管きよの閉塞及び清掃の妨害 2, 管きょ内爆発	微生物の呼吸阻害	食品加工・塗料製造 石油化学・石炭ガス 自動車整備工場 ガソリンスタンド
6, よう素消費量	1, 腐敗現象の助長による有害ガス発生 2, コンクリートの急速な腐食	生物処理機能の低下	染色・写真現像業 化学工業・ゴム製造 石炭ガス製造業
7, カドミウム		1, 生物処理機能の阻害または停止 2, 汚泥処理・処分の困難性増大	メッキ業 顔料製造業
8, シアン	1, 他の廃水との混合による有害ガス発生 2, 管きょ清掃作業の妨	生物処理繊能の阻害または停止	メッキ業・化学工業 石炭ガス製造業
9, 有機燐		1, 生物処理機能の阻害または停止 2, 汚泥処理・処分の困難性増大	燐系農薬製造業
10, 鉛		1, 生物処理機能の阻害または停止 2, 汚泥処理・処分の困難性増大	印刷製版・メッキ業
11, クロム(6価)			印刷製版・メッキ業
12, ひ素			化学工業 電子部品製造
13, 総水銀			化学工業・病院 ソーダ工業
14, アルキル水銀			化学工業
15, PCB			
16, フェノール類		生物処理機能の阻害	コークス製造 石炭ガス製造 化学工業・病院
17, 銅		1, 生物処理機能の阻害 2, 汚泥処理・処分の困難性増大	伸銅品製造・メッキ業・電線製造
18, 亜鉛			メッキ業・印刷製版 金属加工
19, 鉄(溶解性)			金属加工・鉄鋼
20, マンガン(溶解性)			化学工業・鉄鋼 金属加工
21, クロム			メッキ業・印刷製版 皮革工業
22, ふつ素		生物処理機能の阻害	燐酸肥料製造・ガラス加工・電子部品製造・メッキ業

［表５－２］届出書の種類

届出を必要とする場合	届出書の種類
公共下水道を使用している者で、 特定施設を新しく設置しようとする場合	特定施設設置届出書
届出者が特定施設の構造等届出内容の ④～⑦を変更しようとする場合	特定施設の構造等 変更届出書
公共下水道を使用している者で、 既設の施設が新たに特定施設に指定された場合	特定施設使用届出書
すでに特定施設を設置している事業場で、 新たに公共下水道を使用する場合	特定施設使用届出書
届出者が氏名等届出内容の①②を変更した場合、 又は特定施設の使用を廃止した場合	氏名変更等届出書 特定施設使用廃止届出書
届出者の地位を承継した場合	承継届出書

［表５－２］届出の内容

届出の内容	届出の期限	実施の制限等
①氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 ②工場又は事業場の名称及び所在地 ③特定施設の種類 ④特定施設の構造 ⑤特定施設の使用の方法 ⑥特定施設から排出される汚水の処理の方法 ⑦下水の量及び水質並びに用水及び排水の系統	・設置又は変更の60日以前	・届出が受理された日から60日経過した後でなければ、設置や変更ができません。（下水道法第12条の6第1項） ・届出の内容によっては、計画の変更又は廃止を命じられることがあります。（下水道法第12条の5）
	・現在公共下水道を使用している事業場の中の施設が新たに特定施設になった日から30日以内	
	・すでに特定施設を設置している事業場が公共下水道を使用することになった日から30日以内	
変更の内容等	・変更若しくは廃止した日から30日以内	
承継の内容等	・承継した日から30日以内	

※特定施設、除害施設に関する問い合わせ及び届出用紙は、
上下水道局下水道部水質管理課まで。（TEL５８２－２５７０）

［表５－３］

下 水 排 除 基 準

平成２６年１２月４日改正

物質又は項目 ＼ 対象		特定事業場（A）					その他の工場・事業場（B）		
	排水量	50m³/日未満		50m³/日以上			1250m³/月未満	1250～5000m³/月	5000m³/月以上
		1250m³/月未満	1250～5000m³/月	1250m³/月未満	1250～5000m³/月	5000m³/月以上			
有害物質	カドミウム	0.03					0.03		
	シアン	1					1		
	有機燐	1					1		
	鉛	0.1					0.1		
	六価クロム	0.5					0.5		
	ひ素	0.1					0.1		
	総水銀	0.005					0.005		
	アルキル水銀	検出されないこと					検出されないこと		
	ポリ塩化ビフェニル	0.003					0.003		
	トリクロロエチレン	0.3					0.3		
	テトラクロロエチレン	0.1					0.1		
	ジクロロメタン	0.2					0.2		
	四塩化炭素	0.02					0.02		
	1,2-ジクロロエタン	0.04					0.04		
	1,1-ジクロロエチレン	1					1		
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4					0.4		
	1,1,1-トリクロロエタン	3					3		
	1,1,2-トリクロロエタン	0.06					0.06		
	1,3-ジクロロプロペン	0.02					0.02		
	チウラム	0.06					0.06		
	シマジン	0.03					0.03		
	チオベンカルブ	0.2					0.2		
	ベンゼン	0.1					0.1		
	セレン	0.1					0.1		
	ほう素	10*1 (230)					10*1 (230)		
	ふっ素	8*1 (15)					8*1 (15)		
	1,4-ジオキサン	0.5					0.5		
	ダイオキシン類	10					10		

物質又は項目 ＼ 対象		特定事業場（A）					その他の工場・事業場（B）		
	排水量	50m³/日未満		50m³/日以上			1250m³/月未満	1250～5000m³/月	5000m³/月以上
		1250m³/月未満	1250～5000m³/月	1250m³/月未満	1250～5000m³/月	5000m³/月以上			
生活環境項目等	フェノール類	5		5			5		
	銅	3		3			3		
	亜鉛	2		2			2		
	鉄（溶解性）	10		10			10		
	マンガン（溶解性）	10		10			10		
	総クロム	2		2			2		
	生物化学的酸素要求量（BOD）	—*2	1500	—*2	1500	600	—*2	1500	600
		1500*3		1500*3			1500*3		
	浮遊物質量（SS）	—	1500	—	1500	600	—	1500	600
	水素イオン濃度（pH）	5～10.5		5～10.5	5～10.5	5～9	5～10.5		5～9
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 鉱油類	20	5	20	5		20	5	
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 動植物油脂類	—	150	—	150	30	—	150	30
	窒素	—*4	600	—*4	600	240	—*4	600	240
	燐	—*4	80	—*4	80	32	—*4	80	32
	温度（℃）	45		45			45		
	よう素消費量	220		220			220		

*1　河川、湖沼等を放流先とする下水道へ排除する場合の基準値
（　　）内は、海域を放流先とする下水道へ下水を排除する場合の基準値

*2　農水産物の生産、加工（食用又は飲用に供するものに限る）又は調理に伴う天然由来の有機物から成る汚水（酒類製造業等の蒸留廃液を除く）の場合

*3　上記（*2）以外の汚水の場合

*4　終末処理場放流水が、総量規制基準を遵守できなくなるおそれがある場合を除く

（注）1. 温度及びよう素消費量については上記数値未満、その他については上記数値以下（pHの場合は、5以上9又は10.5以下）が基準です。

2. 単位は、pH、及び温度を除き、すべてmg/ℓ です。ただし、ダイオキシン類の単位は、pg-TEQ/ℓ です。

3. 月間排水量の適用は、BOD以下の項目についてです。

4. 網掛けは、直罰に係る下水排除基準です。

［表５－４］

暫定下水排除基準

特定の業種については、亜鉛、ほう素、ふっ素及びカドミウムの暫定下水排除基準が適用されます。

１．亜鉛

２業種について、平成１８年１２月１１日から平成２８年１２月１０日まで適用されます。

業種	排除基準（mg/ℓ）
金属鉱業	5
電気めっき業	5

２．ほう素

８業種について、平成２５年７月１日から平成２８年６月３０日まで適用されます。

業種	排除基準（mg/ℓ）
ほうろう鉄器製造業＊1	50
うわ薬製造業（ほうろううわ薬を製造するもの）＊1	50
貴金属製造・再生業＊1	50
電気めっき業＊1	40
金属鉱業＊1	100
粘土瓦製造業（うわ薬瓦を製造するもの）＊1	120
うわ薬製造業（うわ薬瓦の製造に使用するうわ薬を製造するもの）＊1	140
旅館業（温泉を利用するもの）	500

３．ふっ素

４業種について、平成２５年７月１日から平成２８年６月３０日まで適用されます。

業種	排除基準（mg/ℓ）
ほうろう鉄器製造業＊1	15
うわ薬製造業（ほうろううわ薬を製造するもの）＊1	15
電気めっき業＊1,＊2	15
旅館業（温泉を利用するもの）＊1,＊2	15
電気めっき業＊3	50
旅館業（温泉を利用するもの）＊3,＊4	30
旅館業（温泉を利用するもの）＊3,＊5	50

＊１　海域以外を放流先とする下水道へ下水を排除するものに限る。

＊２　１日当たりの平均的な排出水の量が５０㎥以上であるものに限る。
＊３　１日当たりの平均的な排出水の量が５０㎥未満であるものに限る。
＊４　自然に湧出しているものを除く。
＊５　自然に湧出しているものに限る。

４．カドミウム

４業種について、暫定下水排除基準が適用されます。

業種	排除基準（mg/ℓ）	適用期間
金属鉱業	0.08	平成 26 年 12 月 1 日から 平成 28 年 11 月 30 日まで
非鉄金属第１次製錬・精製業（亜鉛に係るものに限る）	0.09	平成 26 年 12 月 1 日から 平成 29 年 11 月 30 日まで
非鉄金属第２次製錬・精製業（亜鉛に係るものに限る）	0.09	平成 26 年 12 月 1 日から 平成 29 年 11 月 30 日まで
溶融めっき業（溶融亜鉛めっきを行うものに限る）	0.1	平成 26 年 12 月 1 日から 平成 28 年 11 月 30 日まで

［表５－５］特定施設一覧表

番　号	名　　前	番　号	名　　前
1	**鉱業又は水洗炭業**の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ　選鉱施設 ロ　選炭施設 ハ　坑水中和沈でん施設 ニ　掘削用の泥水分離施設		イ　原料処理施設 ロ　洗浄施設（流送施設を含む。） ハ　ろ過施設 ニ　分離施設 ホ　精製施設
1の2	**畜産農業又はサービス業**の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ　豚房施設（豚房の総面積が 50 平方メートル未満の事業場に係るものを除く。） ロ　牛房施設（牛房の総面積が 200 平方メートル未満の事業場に係るものを除く。） ハ　馬房施設（馬房の総面積が 500 平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）	8	**パン若しくは菓子の製造業又は製あん業**の用に供する粗製あんの沈でんそう
2	**畜産食料品製造業**の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ　原料処理施設 ロ　洗浄施設（洗びん施設を含む。） ハ　湯煮施設	9	**米菓製造業又はこうじ製造業**の用に供する洗米機
3	**水産食料品製造業**の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ　水産動物原料処理施設 ロ　洗浄施設 ハ　脱水施設 ニ　ろ過施設 ホ　湯煮施設	10	**飲料製造業**の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ　原料処理施設 ロ　洗浄施設（洗びん施設を含む。） ハ　搾汁施設 ニ　ろ過施設 ホ　湯煮施設 ヘ　蒸留施設
4	**野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業**の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ　原料処理施設 ロ　洗浄施設 ハ　圧搾施設 ニ　湯煮施設	11	**動物系飼料又は有機質肥料の製造業**の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ　原料処理施設 ロ　洗浄施設 ハ　圧搾施設 ニ　真空濃縮施設 ホ　水洗式脱臭施設
5	**みそ、しよう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業**の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ　原料処理施設 ロ　洗浄施設 ハ　湯煮施設 ニ　濃縮施設 ホ　精製施設 ヘ　ろ過施設	12	**動植物油脂製造業**の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ　原料処理施設 ロ　洗浄施設 ハ　圧搾施設 ニ　分離施設
6	**小麦粉製造業**の用に供する洗浄施設	13	**イースト製造業**の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ　原料処理施設 ロ　洗浄施設 ハ　分離施設
7	**砂糖製造業**の用に供する施設であつて、次に掲げるもの	14	**でん粉又は化工でん粉の製造業**の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ　原料浸せき施設 ロ　洗浄施設（流送施設を含む。） ハ　分離施設 ニ　渋だめ及びこれに類する施設
		15	**ぶどう糖又は水あめの製造業**の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ　原料処理施設 ロ　ろ過施設 ハ　精製施設

番　号	名　　前	番　号	名　　前
16	**麺類製造業**の用に供する湯煮施設		イ　原料浸せき施設
17	**豆腐又は煮豆の製造業**の用に供する湯煮施設		ロ　湿式バーカー
			ハ　砕木機
18	**インスタントコーヒー製造業**の用に供する抽出施設		ニ　蒸解施設
			ホ　蒸解廃液濃縮施設
18の2	**冷凍調理食品製造業**の用に供する施設であつて、次に掲げるもの		ヘ　チップ洗浄施設及びパルプ洗浄施設
	イ　原料処理施設		ト　漂白施設
	ロ　湯煮施設		チ　抄紙施設（抄造施設を含む。）
	ハ　洗浄施設		リ　セロハン製膜施設
18の3	**たばこ製造業**の用に供する施設であつて、次に掲げるもの		ヌ　湿式繊維板成型施設
			ル　廃ガス洗浄施設
	イ　水洗式脱臭施設	23の2	**新聞業、出版業、印刷業又は製版業**の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
	ロ　洗浄施設		
19	**紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業**の用に供する施設であつて、次に掲げるもの		イ　自動式フイルム現像洗浄施設
			ロ　自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設
	イ　まゆ湯煮施設	24	**化学肥料製造業**の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
	ロ　副蚕処理施設		
	ハ　原料浸せき施設		イ　ろ過施設
	ニ　精練機及び精練そう		ロ　分離施設
	ホ　シルケツト機		ハ　水洗式破砕施設
	ヘ　漂白機及び漂白そう		ニ　廃ガス洗浄施設
	ト　染色施設		ホ　湿式集じん施設
	チ　薬液浸透施設		
	リ　のり抜き施設	25	**水銀電解法によるか性ソーダ又はか性カリの製造業**の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
20	**洗毛業**の用に供する施設であつて、次に掲げるもの		
			イ　塩水精製施設
	イ　洗毛施設		ロ　電解施設
	ロ　洗化炭施設		
21	**化学繊維製造業**の用に供する施設であつて、次に掲げるもの	26	**無機顔料製造業**の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
			イ　洗浄施設
	イ　湿式紡糸施設		ロ　ろ過施設
	ロ　リンター又は未精練繊維の薬液処理施設		ハ　カドミウム系無機顔料製造施設のうち、遠心分離機
	ハ　原料回収施設		ニ　群青製造施設のうち、水洗式分別施設
21の2	**一般製材業又は木材チップ製造業**の用に供する湿式バーカー		ホ　廃ガス洗浄施設
21の3	**合板製造業**の用に供する接着機洗浄施設	27	**前２号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業**の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
21の4	**パーテイクルボード製造業**の用に供する施設であつて、次に掲げるもの		
	イ　湿式バーカー		イ　ろ過施設
	ロ　接着機洗浄施設		ロ　遠心分離機
22	**木材薬品処理業**の用に供する施設であつて、次に掲げるもの		ハ　硫酸製造施設のうち、亜硫酸ガス冷却洗浄施設
	イ　湿式バーカー		ニ　活性炭又は二硫化炭素の製造施設のうち、洗浄施設
	ロ　薬液浸透施設		
23	**パルプ、紙又は紙加工品の製造業**の用に供する施設であつて、次に掲げるもの		ホ　無水けい酸製造施設のうち、塩酸回収施設
			ヘ　青酸製造施設のうち、反応施設

番　号	名　　前	番　号	名　　前
	ト　よう素製造施設のうち、吸着施設及び沈でん施設 チ　海水マグネシア製造施設のうち、沈でん施設 リ　バリウム化合物製造施設のうち、水洗式分別施設 ヌ　廃ガス洗浄施設 ル　湿式集じん施設		ロ　水洗施設 ハ　遠心分離機 ニ　静置分離器 ホ　弗素樹脂製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設及び蒸留施設 ヘ　ポリプロピレン製造施設のうち、溶剤蒸留施設 ト　中圧法又は低圧法によるポリエチレン製造施設のうち、溶剤回収施設 チ　ポリブテンの酸又はアルカリによる処理施設 リ　廃ガス洗浄施設 ヌ　湿式集じん施設
28	**カーバイト法アセチレン誘導品製造業**の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ　湿式アセチレンガス発生施設 ロ　酢酸エステル製造施設のうち、洗浄施設及び蒸留施設 ハ　ポリビニルアルコール製造施設のうち、メチルアルコール蒸留施設 ニ　アクリル酸エステル製造施設のうち、蒸留施設 ホ　塩化ビニルモノマー洗浄施設 ヘ　クロロプレンモノマー洗浄施設	34	**合成ゴム製造業**の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ　ろ過施設 ロ　脱水施設 ハ　水洗施設 ニ　ラテツクス濃縮施設 ホ　スチレン・ブタジエンゴム、ニトリル・ブタジエンゴム又はポリブタジエンゴムの製造施設のうち、静置分離器
29	**コールタール製品製造業**の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ　ベンゼン類硫酸洗浄施設 ロ　静置分離器 ハ　タール酸ソーダ硫酸分解施設	35	**有機ゴム薬品製造業**の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ　蒸留施設 ロ　分離施設 ハ　廃ガス洗浄施設
30	**発酵工業（第５号、第 10 号及び第 13 号に掲げる事業を除く。）**の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ　原料処理施設 ロ　蒸留施設 ハ　遠心分離機 ニ　ろ過施設	36	**合成洗剤製造業**の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ　廃酸分離施設 ロ　廃ガス洗浄施設 ハ　湿式集じん施設
31	**メタン誘導品製造業**の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ　メチルアルコール又は四塩化炭素の製造施設のうち、蒸留施設 ロ　ホルムアルデヒド製造施設のうち、精製施設 ハ　フロンガス製造施設のうち、洗浄施設及びろ過施設	37	**前６号に掲げる事業以外の石油化学工業（石油又は石油副生ガス中に含まれる炭化水素の分解、分離その他の化学的処理により製造される炭化水素又は炭化水素誘導品の製造業をいい、第 51 号に掲げる事業を除く。）**の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ　洗浄施設 ロ　分離施設 ハ　ろ過施設 ニ　アクリロニトリル製造施設のうち、急冷施設及び蒸留施設 ホ　アセトアルデヒド、アセトン、カプロラクタム、テレフタル酸又はトリレンジアミンの製造施設のうち、蒸留施設
32	**有機顔料又は合成染料の製造業**の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ　ろ過施設 ロ　顔料又は染色レーキの製造施設のうち、水洗施設 ハ　遠心分離機 ニ　廃ガス洗浄施設		
33	**合成樹脂製造業**の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ　縮合反応施設		

番　号	名　　前	番　号	名　　前
	へ　アルキルベンゼン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設 ト　イソプロピルアルコール製造施設のうち、蒸留施設及び硫酸濃縮施設 チ　エチレンオキサイド又はエチレングリコールの製造施設のうち、蒸留施設及び濃縮施設 リ　２－エチルヘキシルアルコール又はイソブチルアルコールの製造施設のうち、縮合反応施設及び蒸留施設 ヌ　シクロヘキサノン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施 ル　トリレンジイソシアネート又は無水フタル酸の製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設 ヲ　ノルマルパラフイン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設及びメチルアルコール蒸留施設 ワ　プロピレンオキサイド又はプロピレングリコールのけん化器 カ　メチルエチルケトン製造施設のうち、水蒸気凝縮施設 ヨ　メチルメタアクリレートモノマー製造施設のうち、反応施設及びメチルアルコール回収施設 タ　廃ガス洗浄施設		光剤洗浄施設
38	**石けん製造業**の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ　原料精製施設 ロ　塩析施設	44	**天然樹脂製品製造業**の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ　原料処理施設 ロ　脱水施設
38の2	**界面活性剤製造業**の用に供する反応施設(1,4-ジオキサンが発生するものに限り、洗浄装置を有しないものを除く。)	45	**木材化学工業**の用に供するフルフラール蒸留施設
39	**硬化油製造業**の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ　脱酸施設 ロ　脱臭施設	46	**第28号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業**の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ　水洗施設 ロ　ろ過施設 ハ　ヒドラジン製造施設のうち、濃縮施設 ニ　廃ガス洗浄施設
40	**脂肪酸製造業**の用に供する蒸留施設	47	**医薬品製造業**の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ　動物原料処理施設 ロ　ろ過施設 ハ　分離施設 ニ　混合施設(水質汚濁防止法施行令第２条各号に掲げる物質を含有する物を混合するものに限る。以下同じ。) ホ　廃ガス洗浄施設
41	**香料製造業**の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ　洗浄施設 ロ　抽出施設	48	**火薬製造業**の用に供する洗浄施設
42	**ゼラチン又はにかわの製造業**の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ　原料処理施設 ロ　石灰づけ施設 ハ　洗浄施設	49	**農薬製造業**の用に供する混合施設
43	**写真感光材料製造業**の用に供する感	50	**水質汚濁防止法施行令第２条各号に掲げる物質を含有する試薬の製造業**の用に供する試薬製造施設
		51	**石油精製業**（潤滑油再生業を含む。）の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ　脱塩施設 ロ　原油常圧蒸留施設 ハ　脱硫施設 ニ　揮発油、灯油又は軽油の洗浄施設 ホ　潤滑油洗浄施設
		51の2	**自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業(防振ゴム製造業を除く。)、更生タイヤ製造業又はゴム板製造業**の用に供する直接加硫施設
		51の3	**医療用若しくは衛生用のゴム製品製造業、ゴム手袋製造業、糸ゴム製造業又はゴムバンド製造業**の用に供するラテツクス成形型洗浄施設
		52	**皮革製造業**の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

番　号	名　　前	番　号	名　　前
	イ　洗浄施設 ロ　石灰づけ施設 ハ　タンニンづけ施設 ニ　クロム浴施設 ホ　染色施設	63	**金属製品製造業又は機械器具製造業（武器製造業を含む。）**の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ　焼入れ施設 ロ　電解式洗浄施設 ハ　カドミウム電極又は鉛電極の化成施設 ニ　水銀精製施設 ホ　廃ガス洗浄施設
53	**ガラス又はガラス製品の製造業**の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ　研摩洗浄施設 ロ　廃ガス洗浄施設	63の2	**空きびん卸売業**の用に供する自動式洗びん施設
54	**セメント製品製造業**の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ　抄造施設 ロ　成型機 ハ　水養生施設（蒸気養生施設を含む。）	63の3	**石炭を燃料とする火力発電施設**のうち、廃ガス洗浄施設
55	**生コンクリート製造業**の用に供するバツチヤープラント	64	**ガス供給業又はコークス製造業**の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ　タール及びガス液分離施設 ロ　ガス冷却洗浄施設（脱硫化水素施設を含む。）
56	**有機質砂かべ材製造業**の用に供する混合施設	64の2	**水道施設（水道法（昭和32年法律第177号）第３条第８項に規定するものをいう。）、工業用水道施設（工業用水道事業法（昭和33年法律第84号）第２条第６項に規定するものをいう。）又は自家用工業用水道（同法第21条第１項に規定するものをいう。）の施設**のうち、浄水施設であつて、次に掲げるもの（これらの浄水能力が１日当たり１万立方メートル未満の事業場に係るものを除く。） イ　沈でん施設 ロ　ろ過施設
57	**人造黒鉛電極製造業**の用に供する成型施設		
58	**窯業原料（うわ薬原料を含む。）の精製業**の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ　水洗式破砕施設 ロ　水洗式分別施設 ハ　酸処理施設 ニ　脱水施設		
59	**砕石業**の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ　水洗式破砕施設 ロ　水洗式分別施設	65	**酸又はアルカリによる表面処理施設**
60	**砂利採取業**の用に供する水洗式分別施設	66	**電気めつき施設**
61	**鉄鋼業**の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ　タール及びガス液分離施設 ロ　ガス冷却洗浄施設 ハ　圧延施設 ニ　焼入れ施設 ホ　湿式集じん施設	66の2	**エチレンオキサイド又は 1,4-ジオキサンの混合施設（前各号に該当するものを除く。）**
62	**非鉄金属製造業**の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ　還元そう ロ　電解施設（溶融塩電解施設を除く。） ハ　焼入れ施設 ニ　水銀精製施設 ホ　廃ガス洗浄施設 ヘ　湿式集じん施設	66の3	**旅館業（旅館業法（昭和23年法律第138号）第２条第１項に規定するもの（下宿営業を除く。）をいう。）**の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ　ちゆう房施設 ロ　洗濯施設 ハ　入浴施設
		66の4	**共同調理場（学校給食法（昭和29年法律第160号）第６条に規定する施設をいう。以下同じ。）**に設置されるちゆう房施設（業務の用に供する部分の総床面積（注１）（以下単に「総床面積」という。）が500平方メートル

番　号	名　　前	番　号	名　　前
	未満の事業場に係るものを除く。）		イ　卸売場
66の5	**弁当仕出屋又は弁当製造業**の用に供するちゆう房施設（総床面積が360平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）		ロ　仲卸売場
		70	**廃油処理施設（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）第3条第14号に規定するものをいう。）**
66の6	**飲食店（次号及び第66号の8に掲げるものを除く。）**に設置されるちゆう房施設（総床面積が420平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）	70の2	**自動車分解整備事業（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第77条に規定するものをいう。以下同じ。）**の用に供する洗車施設（屋内作業場の総面積が800平方メートル未満の事業場に係るもの及び次号に掲げるものを除く。）
66の7	**そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店その他の通常主食と認められる食事を提供しない飲食店（次号に掲げるものを除く。）**に設置されるちゆう房施設（総床面積が630平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）	71	**自動式車両洗浄施設**
		71の2	**科学技術（人文科学のみに係るものを除く。）に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で環境省令で定めるもの**（注2）に設置されるそれらの業務の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
66の8	**料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する飲食店で設備を設けて客の接待をし、又は客にダンスをさせるもの**に設置されるちゆう房施設（総床面積が1,500平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）		イ　洗浄施設 ロ　焼入れ施設
67	**洗濯業**の用に供する洗浄施設	71の3	**一般廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第1項に規定するものをいう。）**である焼却施設
68	**写真現像業**の用に供する自動式フイルム現像洗浄施設		
68の2	**病院（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定するものをいう。以下同じ。）**で病床数が300以上であるものに設置される施設であつて、次に掲げるもの イ　ちゆう房施設 ロ　洗浄施設 ハ　入浴施設	71の4	**産業廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項に規定するもの**（注3）**をいう。）**のうち、次に掲げるもの イ　廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条第1号、第3号から第6号まで、第8号又は第11号に掲げる施設であって、国若しくは地方公共団体又は産業廃棄物処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第4項に規定する産業廃棄物の処分を業として行う者（同法第14条第6項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者及び同法第14条の4第6項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者を除く。）をいう。）が設置するもの ロ　廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第12号から第13号までに掲げる施設
69	**と畜業又は死亡獣畜取扱業**の用に供する解体施設		
69の2	**中央卸売市場（卸売市場法（昭和46年法律第35号）第2条第3項に規定するものをいう。）**に設置される施設であつて、次に掲げるもの（水産物に係るものに限る。） イ　卸売場 ロ　仲卸売場		
69の3	**地方卸売市場（卸売市場法第2条第4項に規定するもの（卸売市場法施行令（昭和46年政令第221号）第2条第2号に規定するものを除く。）をいう。）**に設置される施設であつて、次に掲げるもの（水産物に係るものに限り、これらの総面積が1,000平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）	71の5	**トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設（前各号に該当するものを除**

番　号	名　　前	番　号	名　　前
71の6 72 73 74	く。） トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンの蒸留施設（前各号に該当するものを除く。） し尿処理施設（建築基準法施行令第32条第１項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が 500人以下のし尿浄化槽を除く。） 下水道終末処理施設 特定事業場から排出される水（公共用水域に排出されるものを除く。）の処理施設（前２号に掲げるものを除く。） （注 1） 「総床面積」とは、ちゆう房、客席、従業員の更衣室、倉庫等が含まれる。		

（注２）７１号の２　環境省令で定めるもの

1　国又は地方公共団体の試験研究機関（人文科学のみに係るものを除く。）
2　大学及びその附属試験研究機関（人文科学のみに係るものを除く。）
3　学術研究（人文科学のみに係るものを除く。）又は製品の製造若しくは技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究を行う研究所（前２号に該当するものを除く。）
4　農業、水産又は工業に関する学科を含む専門教育を行う高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校、職員訓練施設又は職業訓練施設
5　保健所
6　検疫所
7　動物検疫所
8　植物防疫所
9　家畜保健衛生所
10　検査業に属する事業場
11　商品検査業に属する事業場
12　臨床検査業に属する事業場
13　犯罪鑑識施設

（注３）７１号の４　廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第７条に掲げる産業廃棄物処理施設

第１号　汚泥の脱水施設であつて、１日当たりの処理能力が１０立方メートルを超えるもの

第３号　汚泥（ＰＣＢ汚染物及びＰＣＢ処理物であるものを除く。）の焼却施設（湿式廃ガス　　洗浄施設を有するものに限る。）であつて、次のいずれかに該当するもの

イ　１日当たりの処理能力が５立方メートルを超えるもの
ロ　１時間当たりの処理能力が２００キログラム以上のもの
ハ　火格子面積が２平方メートル以上のもの

第４号　廃油の油水分離施設であつて、１日当たりの処理能力が１０立方メートルを超えるもの（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第３条１４号の廃油処理施設を除く。）

第５号　廃油（廃ＰＣＢ等を除く。）の焼却施設（湿式廃ガス洗浄施設を有するものに限る。）であつて、次のいずれかに該当するもの（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第３条第１４号の廃油処理施設を除く。）

イ　１日当たりの処理能力が１立方メートルを超えるもの

ロ　１時間当たりの処理能力が２００キログラム以上のもの

ハ　火格子面積が２平方メートル以上のもの

第６号　廃酸又は廃アルカリの中和施設であつて、１日当たりの処理能力が５０立方メートルを超えるもの

第８号　廃プラスチック類（ＰＣＢ汚染物及びＰＣＢ処理物であるものを除く。）の焼却施設（湿式廃ガス洗浄施設を有するものに限る。）であって、次のいずれかに該当するもの

イ　１日当たりの処理能力が１００キログラムを超えるもの

ロ　火格子面積が２平方メートル以上のもの

第１１号　汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設

第１２号　廃ＰＣＢ等、ＰＣＢ汚染物又はＰＣＢ処理物の焼却施設（湿式廃ガス洗浄施設を有するものに限る。）

第１２号の２　廃ＰＣＢ等（ＰＣＢ汚染物に塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたＰＣＢを含む。）又はＰＣＢ処理物の分解施設

第１３号　ＰＣＢ汚染物又はＰＣＢ処理物の洗浄施設又は分離施設

ダイオキシン類に係る特定施設一覧表

平成１７年９月１日現在

番号	名　　称
1	**硫酸塩パルプ（クラフトパルプ）又は亜硫酸パルプ（サルファイトパルプ）の製造**の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設
2	**カーバイド法アセチレンの製造**の用に供するアセチレン洗浄施設
3	**硫酸カリウムの製造**の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設
4	**アルミナ繊維の製造**の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設
5	**担体付き触媒の製造（塩素又は塩素化合物を使用するものに限る。）**の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設
6	**塩化ビニルモノマーの製造**の用に供する二塩化エチレン洗浄施設
7	**カプロラクタムの製造（塩化ニトロシルを使用するものに限る。）**の用に供する施設のうち、次に掲げるもの
	（イ）硫酸濃縮施設
	（ロ）シクロヘキサン分離施設
	（ハ）廃ガス洗浄施設
8	**クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造**の用に供する施設のうち、次に掲げるもの
	（イ）水洗施設
	（ロ）廃ガス洗浄施設
9	**4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造**の用に供する施設のうち、次に掲げるもの
	（イ）ろ過施設
	（ロ）乾燥施設
	（ハ）廃ガス洗浄施設
10	**2,3-ジクロロ-1,4-ナフトキノンの製造**の用に供する施設のうち、次に掲げるもの
	（イ）ろ過施設
	（ロ）廃ガス洗浄施設
11	**8,18-ジクロロ-5,15-ジエチル-5,15-ジヒドロジインドロ（3,2-b:3',2'-m）トリフェノジオキサジン（別名ジオキサジンバイオレット。ハにおいて単に「ジオキサジンバイオレット」という。）の製造**の用に供する施設のうち、次に掲げるもの
	（イ）ニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設
	（ロ）ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設
	（ハ）ジオキサジンバイオレット洗浄施設
	（ニ）熱風乾燥施設
12	**アルミニウム又はその合金の製造**の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち、次に掲げるもの
	（イ）廃ガス洗浄施設
	（ロ）湿式集じん施設

番号	名　　称
13	亜鉛の回収（製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの
	（イ）精製施設
	（ロ）廃ガス洗浄施設
	（ハ）湿式集じん施設
14	担体付き触媒（使用済みのものに限る。）からの金属の回収（ソーダ灰を添加して焙焼炉で処理する方法及びアルカリにより抽出する方法(焙焼炉で処理しないものに限る。）によるものを除く。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの
	（イ）ろ過施設
	（ロ）精製施設
	（ハ）廃ガス洗浄施設
15	別表第１第５号（※1）に掲げる廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する施設のうち次に掲げるもの及び当該廃棄物焼却炉において生ずる灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの
	（イ）廃ガス洗浄施設
	（ロ）湿式集じん施設
16	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号）第７条第 12 号の２及び第 13 号に掲げる施設（廃 PCB 等又は PCB 処理物の分解施設、PCB 汚染物又は PCB 処理物の洗浄施設又は分離施設）
17	フロン類（特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令（平成６年政令第 308 号）別表１の項、３の項及び６の項に掲げる特定物質をいう。）の破壊（プラズマを用いて破壊する方法その他環境省令で定める方法によるものに限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの
	（イ）プラズマ反応施設
	（ロ）廃ガス洗浄施設
	（ハ）湿式集じん施設
18	下水道終末処理施設（第１号から前号まで及び次号に掲げる施設に係る汚水又は廃液を含む下水を処理するものに限る。）
19	第１号から第 17 号までに掲げる施設を設置する工場又は事業場から排出される水（第１号から第 17 号までに掲げる施設に係る汚水若しくは廃液又は当該汚水若しくは廃液を処理したものを含むものに限り、公共用水域に排出されるものを除く。）の処理施設（前号に掲げるものを除く。）

※1　廃棄物焼却炉であって、火床面積（廃棄物の焼却施設にニ以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあっては、それらの火床面積の合計）が0.5平方メートル以上又は焼却能力（廃棄物の焼却施設にニ以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあっては、それらの焼却能力の合計）が1時間当たり50キログラム以上のもの

第　6　章　　排水設備の施工

1　基本的事項

排水設備の施工は、現場の状況を十分把握した後に着手し、設計図、仕様書等に基づき、適正な施工管理を行う。また、屋内排水設備では、建築工事、建築付帯設備工事と適宜調整を行い、屋外排水設備及び私道排水設備では、他の地下埋設物の位置、道路交通状態等の調査を行う。

工事の施工にあたっては、次の点に留意すること。

（1）騒音・振動・水質汚濁等の公害防止に適切な措置を講ずるとともに、公害防止条例を遵守し、その防止に務める。

（2）安全管理に必要な措置を講じ、工事関係者又は第三者に災害を及ぼさないよう事故の発生防止に努める。

（3）使用材料・機械器具等の整理、整頓及び清掃を行い事故防止に努める。

（4）火気に十分注意し、火災の発生防止に努める。

（5）危険防止のための仮囲い、柵など適切な保安施設を施し、常時点検を行う。

（6）汚染又は損傷のおそれのある機材、設備等は適切な保護養生を行う。

（7）工事中の障害物件の取扱い及び取壊し材の処置については、施主（設置者）並びに関係者立会いのうえ、その指示に従う。

（8）工事完了に際しては、速やかに仮設物を撤去し、後片付けを行う。

（9）工事中に事故があったときは、ただちに施設の管理者、関係官公署に連絡するとともに速やかに応急措置を講じて、被害を最小限度にとどめなければならない。

(10) 当初設計と施工内容に差異が生じ変更する場合は、事前に施主（設置者）及び管理者に変更図等を提出しなければならない。

(11) 指定工事店は、排水設備技術基準に適合するように、出来形、品質及び施工管理を行わなければならない。

2　屋内排水設備の施工

排水管、通気管を施工するにあたっては、設計図書に定められた材料を用い、所定の位置に、適切な工法を用いて施工する。

主な留意点は次のとおりである。

（1）管類、継手類その他使用する材料は適正なものとする。

（2）新設の排水管等を既設管等に接続する場合は、既設管等の材質、規格等を十分に調査確認する。

（3）管の切断は、所定の長さ及び適正な切断面の形状を保持するようにする。

（4）管類を接合する前に、管内を点検、清掃する。また、必要があるときは、異物が入らないように配管端を仮閉塞等の処置をする。

（5）管類等の接合は、所定の接合材、継手類等を使用し、材料に適応した接合法により行う。

（6）配管は所定の勾配を確保し、屈曲部等を除き直線状に施工し、管のたるみのないよ

うにする。

（７）配管は、過度のひずみや応力が生じないような、また、伸縮が自由であり、かつ、地震等に耐え得る方法で、支持金物を用いて支持固定する。

（８）排水管、通気管はともに管内の水や空気の流れを阻害するような接続方法をしてはならない。

（９）管が壁その他を貫通するときは、管の伸縮や防火等を考慮した適切な材料で空隙を充てんし、外壁又は屋根を貫通する箇所は、適切な方法で雨水の浸入を防止する。

(10) 水密性を必要とする箇所にスリーブを使用する場合、スリーブと管類とのすきまにはコールタール、アスファルトコンパウンド、その他の材料を充てん又は、コーキングして水密性を確保する。

３　衛生器具の据付

大便器、小便器等の衛生器具やその他の器具の据付については、次の事項に留意して施工すること。

（１）器具性能や用途を十分に理解して施工する。

（２）器具は弾性が極めて小さく、衝撃にもろいので、運搬、据付等はていねいに取り扱う。

（３）便器の据付位置(取付寸法)の決定は、便所の大きさ、ドアの開閉方向、用便動作、洗浄方式等を考慮して行う。

（４）衛生器具の据付については、施工中に次の事項を確認する。

①　便器の上端が水平になっているか。

②　器具フランジと鉛管を接続する場合の不乾性シールが片寄って締め付けられていないか。

③　器具に配管の荷重がかかっていないか。

④　和風大便器の取付高さは、床仕上げ面に合っているか。

⑤　締付が完全か。

⑥　洗浄ハイタンクのふたは付いているか。

（５）衛生器具の取付けが完了した後、次の器具調整を行う。

①　使用状況に応じて通水及び排水試験を行う。

②　洗浄弁、ボールタップ、水栓、小便器の洗浄水出口等の、ゴミ又は砂等を完全に除去する。

③　器具トラップ、水栓の取り出し箇所、洗浄弁などの接続箇所は、漏水のないように十分点検を行う。

④　大便器、小便器、洗面器、洗浄用タンク等の、適正な水流状態、水圧、水量、吐水時間、洗浄間隔等を調整する。

4　便槽処理

くみ取り便所を改造して水洗便所にする場合の便槽処理は、次の事項に留意して施工すること。

（１）便槽内のし尿を汲み取り清掃した後、その内部を消毒して取り壊し、将来にわたって衛生上問題のないように処置し、良質土で埋戻す。

（２）便槽をすべて撤去できない場合は、消毒後、便槽底部をせん孔して水抜孔を設け、後日衛生上の問題が発生したリ、雨水等が溜ることのないように処置し、良質土で埋戻し、汲み取り口をコンクリート等で閉塞する。

（３）便槽処理施工例

①　し尿の汲み取り及び便槽内の清掃

②　消毒石灰散布

③　便槽の取り壊し、若しくは便槽底部のせん孔

④　埋戻し転圧

⑤　汲み取り口の閉塞

⑥　既存便所床取り壊し及び木部防腐剤塗布

⑦　床下砕石チップ敷き均し

⑧　便器据え付け

⑨　便所床コンクリート打設

⑩　モルタル金ゴテ仕上げ若しくはタイル張

5　浄化槽廃止

浄化槽の処置については、次の事項に留意して施工すること。

（１）浄化槽は、後日衛生上の問題が発生したり、雨水等が溜ることのないよう処置する。

（２）浄化槽は、汚泥、スカム等を完全に汲み取り、清掃、消毒をした後、原則として撤去する。撤去できない場合は、各槽の底部に１０cm以上の孔を数箇所あけるか又は破壊し良質土で埋戻して沈下しないように十分突き固める。

（３）浄化槽を残したまま、その上部等へ排水管を布設する場合は、槽の一部を壊すなどして、排水管と槽との距離を十分とり、排水管が不同沈下を起こさないようにする。

（４）浄化槽を再利用して雨水を一時貯留し、雑排水用等(庭の散水、防火用水等)に使用する場合は、汚泥、スカム等を完全に汲み取り、清掃、消毒をした後、次の事項に留意して改造等を行う。

①　屋外排水設備の再利用が可能な場合は、その使用範囲を明確にし、雨水のみの系統とする。また、浄化槽への流入・流出管で不要なものは撤去し、それぞれの管口を閉塞する。

なお、再利用する排水管の清掃等は、浄化槽と同時に行う。

②　浄化槽内の仕切版は孔をあけ、槽内の流入雨水の流通を良くし、腐敗等を防止する処置を講ずる。

（５）撤去した汚物、汚泥、スカム等及び洗浄水などは定められた処理施設に搬出して処理する。

6　屋外排水設備の施工

（1）排水管の施工

①　掘削

ア　掘削箇所の土質・深さ及び作業現場の状況に応じて山留めを設置すること。

イ　掘削は、掘削深さ及び作業現場の状況に適した方法で行うこと。

ウ　掘削は、やり方等を用いて所定の深さに、不陸のないよう直線状に行うこと。

エ　掘削幅は、管径及び掘削深に応じたものとすること。

オ　掘削底面は掘り過ぎ、こね返しのないようにし、管の勾配に合わせて、ていねいに仕上げること。

カ　施工基面は、基面整正を行い十分に突き固めること。

キ　埋戻しに使用しない残土は、適切に処理すること。

②　管基礎

基礎は、砂や砕石チップ等を用いて十分に突き固めること。

不良地盤に布設する場合は、砂利等で置き換え目つぶしを施し、管の沈下を防ぐ処置をすること。また、必要に応じてコンクリート基礎を用いること。

③　管布設

ア　排水管は管受口を上流に向けて、受口内面及び差し口外面を清掃した後、管の中心線、勾配をやり方に合わせて正確に保ち、接着剤等を用いて下流から上流に向って布設すること。また、必要に応じて仮固定材を使用する。

なお、挿入の際は、てこ棒や押入器で所定の位置まで挿入すること。

イ　露出排水管は、水撃作用及び外圧による振動、変位等を防止するために、支持金具を用いて固定すること。

また、硬質塩化ビニール管は、劣化の恐れがあるため、被覆又は塗装を標準とする。

ウ　構築物等を貫通する排水管には、貫通部分に配管スリーブを設けるなど、管の損傷防止のための処置を講ずること。

エ　車両の出入りする場所、及び重量物を扱う場所、土被りの浅い箇所等では、必要に応じて、排水管をコンクリート等で補強防護すること。

④　埋戻し

ア　埋戻しは、管の移動、損傷等を起こさないよう注意し、何層かに分けて左右均等に入念に突き固めること。

イ　ます及び掃除口等にふた又はキャップ等を仮に架し、埋戻し土が管路内に侵入するのを防止すること。

ウ　排水管の損傷と不同沈下の防止のため、埋戻しには石やガラ等の固形物が混入していない良質土等を使用すること。

エ　管布設時に用いた仮固定材を順次取り除くこと。

（2）ますの施工

ますの施工については、次の事項に留意して施工すること。

①　ますの内部に水道管、ガス管等を巻き込まない。

② 格子ふたを使用する雨水ますは、ますの天端が地表面より少し低めになるよう築造し、分流式の汚水ますは、雨水の流入を避けるため地表面より低くならないように注意する。

③ 基礎は砕石、砂、砕石チップ等を用いて、ますが沈下等を起こさないように十分突き固める。

④ プラスチックます（塩化ビニール製ます、ポリプロピレン製ます等）の接続及びますと排水管との接続は、専用の接着剤等を用いて水密性を確保し、はみ出した接着剤は、平らに仕上げる。

⑤ コンクリート製ますは、側塊がぐらつかないようにモルタルを用いて据え、目地を確実に仕上げて水密性を確保する。ますに接続する排水管は、ますの内側に突き出さないように差し込み、管とますの間にモルタルを詰め、漏水がないように内外面の上塗り仕上げをする。

⑥ ますに接続する排水管は、適切に切断し、差し込む。

⑦ 汚水ます底部には、接続管の内径に応じた平滑なインバートを設ける。

⑧ 流水方向を確認し、水平に設置する。

7 コンクリート製公共ますとの接続

コンクリート製公共ますとの接続については、排水管が公共ますに突き出たり段差のないように接続すること。

また、漏水のないように管口を入念に施工し、モルタル等を公共ますに流し込まないよう注意すること。

なお、硬質塩化ビニール管とコンクリート製公共ますとの接続には、ます取付継手を使用すること。

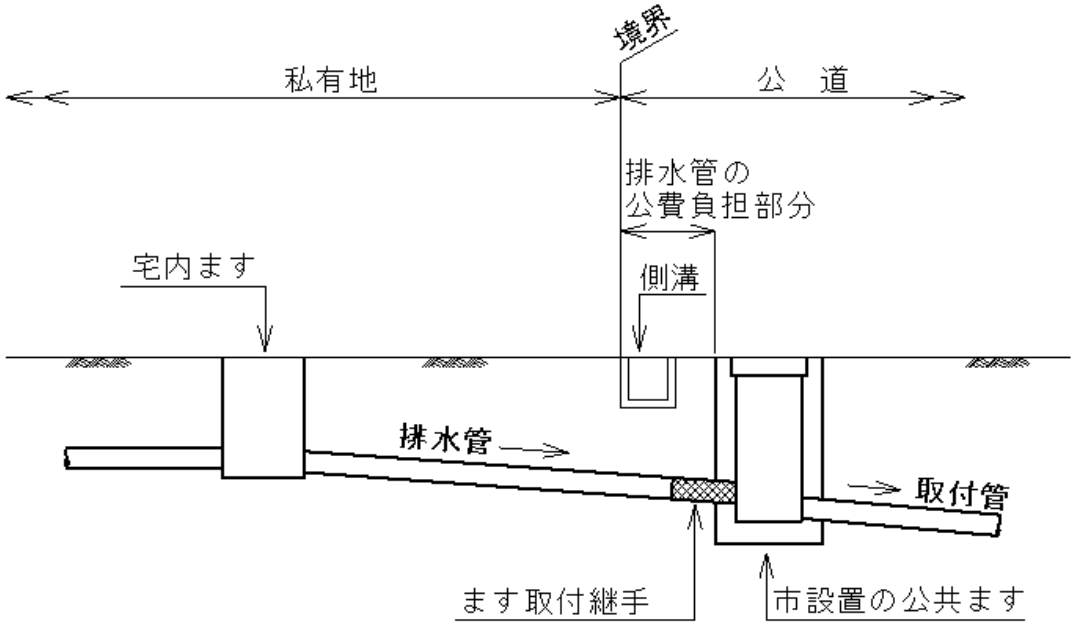

8　公共汚水ます設置

公共汚水ますは、建物１戸につき１個を原則とする。

なお、上記により難い場合及び公共汚水ますが設置されていない場合は、管理者と協議すること。（公費で設置する場合は、時間を要することがあるため、注意すること。）

9　排水設備工事完了届及び工事検査願の提出

（１）申請者及び指定工事店は、工事完了日より５日以内に排水設備工事完了届及び工事検査願を管理者に提出し検査を受けること。

（２）指定工事店は検査に先だって、工事箇所の再確認を行い、検査時に支障となる物などの撤去等を行うこと。

（３）申請者及び工事を施工した責任技術者若しくはその委任を受けた者は検査に立ち会うこと。

（４）指定工事店は、検査時に鏡、懐中電灯、巻尺等検査に必要なものを準備すること。

（５）管理者による検査等に必要な準備、人員及び資機材等の費用は、指定工事店の負担とする。

10　現地完了検査要領

現地完了検査の対象は、次のとおりとする。

なお、指定工事店は、検査のため他人の土地や建物への立ち入りについて、あらかじめその居住者の承諾を得なければならない。

（１）助成金貸付金制度を活用する排水設備工事については、屋内及び屋外排水設備の検査を行う。

（２）（１）以外の工事の検査対象は屋外排水設備とする。ただし、管理者が屋内排水設備の検査が必要と判断した場合は、屋内排水設備の検査を行う。

（３）現地完了検査内容は、［表６－１］に示す。

［表６－１］現地完了検査

検査項目	検査内容	必須	任意 （※）
排水管	勾配は適切か。（流水状況）	○	
	土被り（20cmまたは45cm）又は管の防護は適切か。		○
	誤接続されてないか。（分流地区等） ・汚水桝や阻集器等へ雨水の流入は無いか。 ・間接排水へ雨水の流入は無いか。 ・雨水桝等へ汚水の流入は無いか。 ・流末の確認等	○	
	排水管に直接接続しては好ましくない機器の排水は間接排水となっているか。	○	
	通気管が設置されているか。（写真または目視）	○	
汚水桝	桝の位置は計画図と同じか。（個数、種類）	○	
	桝の間隔は120D以下か。	○	
	桝径は適切か。（15cm以上の円形又は角形）	○	
	桝・桝蓋の据付は適切か。（ガタツキ、高さ等）	○	
	指定の桝及び蓋を使用しているか。	○	
	インバート及び管口の仕上げは適切か。	○	
雨水桝	桝の位置は計画図と同じか。（個数、種類）	○	
	桝の間隔は120D以下か。		○
	桝径は適切か。（15cm以上の円形又は角形）	○	
	桝・桝蓋の据付は適切か。（ガタツキ、高さ等）	○	
	桝との接続は適切か。（管口仕上げ）	○	
	桝に泥だめはあるか。（15cm以上）	○	
	トラップ桝が設置されているか。（合流地区）	○	
浸透桝	目詰まりしていないか。（水が溜まっていないか）	○	
その他	公共ます等との接続は適切か。	○	
	その他構造図確認		○

（※ 申請図と現地の桝の位置が異なる場合など、必要に応じて実施する。）